

消費者施策の展開(基本方針) 重点施策／施策(事業)名		施策(事業)の概要	令和6年度実績・成果(令和6年12月末)	課題(令和6年12月末)	課名
基本方針Ⅰ 安全・安心な消費生活の確保	■重点施策1 消費者取引の適正化				
	(1)取引等の適正化				
	特定商取引法・消費生活条例等の適正運用	特定商取引法や消費生活条例等に基づく事業者指導を積極的に行い、悪質事業者に対する指導等の強化を図る。複数の府県にまたがる消費者被害も多発していることから、国や他の都道府県との連携を図り、事業者指導の効果を高める。	【県民活動生活課・消費生活センター】 法に違反した事業者がいけないか調査し、消費者および事業者から聴取を行った。また、事業者からの相談に応じ、特定商取引法にかかる取引の適正化に努めた。 【消費生活センター】 ・特定商取引法・消費生活条例違反 指導件数:1件 ・特定商取引法・消費生活条例等に関する事業者との面談:39件	【県民活動生活課・消費生活センター】 安全・安心な取引を行うことができる環境を消費者に提供するため、消費者から相談の多い事業者や悪質な事業者の調査や行政指導に引き続き取り組んでいく。 また、特定商取引法に係る指導対象となる事業者は、主に法令のルールを知らない中小企業や個人事業者であり、事業者からの相談対応は行っているが、より多くの中小企業や個人事業者に向けた法令の周知も行っていく必要がある。	県民活動生活課 消費生活センター
	消費生活協同組合の指導検査	消費生活協同組合法の規定に基づく指導検査の実施により、組合の業務の健全かつ適切な運営を確保するとともに、組合員等の保護を図る。	・各生協および生協連への指導・検査を実施し、業務が健全かつ適切に運営できるよう、指摘や助言を行った。特に財務面においては、公認会計士の協力により適切な運営指導を図った。 検査対象組合:4生活協同組合	生協検査において、生協法に基づいた、基本的な規定整備や経理事務についてできていない生協も見られることが課題である。引き続き指導に取り組んでいく必要がある。	県民活動生活課
	貸金業者の指導監督	貸金業法に基づき、貸金業者の業務の適正な運営の確保および資金需要者等の利益の保護を図る。 ・貸金業者(県知事登録業者)の指導・監督 ※「貸金業に係る相談窓口の設置」と併せて実施	貸金業者に対して、貸金業法をはじめとする関係法令等の遵守を徹底し、業務の適正な運営を確保するよう指導・助言することによって、資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営を図った。 ・業者の登録に関する業務(登録および更新要件審査、変更、廃業等) 登録業者数:5業者(令和6年3月31日現在)→5業者(令和6年12月31日現在) ・貸金業者に対する業務指導、報告徴収 ・貸金業者に対する立入検査、現地確認等 ※みなし貸金業者を含む 立入検査 3業者 その他訪問調査・指導 8業者(みなし貸金業者) 貸金業者に対しては、法律の遵守状況等を確認するため、法令に則り毎年1回立入検査の実施による指導を行っているほか、随時の啓発業務を通じて業務運営の適正化に向けた指導を行っており、この結果、資金需要者等からの苦情は平成24年度以降は令和2年度の1件のみである。 今後も、資金需要者等の利益の保護を図るため、引き続き貸金業者において適正な業務運営がなされるよう努める。	特になし	中小企業支援課
	建設業者の指導監督	建設業を営む者の資質の向上等を図ることにより、建設工事の適正な施工を確保するとともに、住宅瑕疵担保履行法に基づき、建設業者にかかる特定住宅瑕疵担保責任を金銭的に担保し、発注者を保護する。 ・建設業者の指導・監督 ・建設業許可業者の情報公開	・建設工事の適正な施工を確保し発注者を保護するとともに、建設業の健全な発展を促進するため、建設業者に対し、行政指導を行った。 ・建設工事の発注者等に建設業者の経営内容等に関する情報を提供し、適切な建設業者の選定の利便等に供するため、許可申請書類を閲覧に供した。 ・建設業取引の適正化・関係法令順守の徹底を図るため、訪問指導を行った。	建設工事の適正な施工や発注者保護等の観点から、今後も引き続き左記取組を継続していく必要がある。	監理課
	宅地建物取引業者の指導・監督	宅地建物取引業務の適正化を図るため、宅地建物取引業法に基づき業者に対する指導監督を行うことにより、公正な取引の確保と消費者の保護を図る。 ・宅地建物取引業者事務所調査の実施	宅地建物取引業の取引の公正を確保し、消費者保護を図るため、免許業者の事務所調査を実施した。 ・令和7年1月～2月 20事務所 また、免許申請(新規、更新)時において事務所が適法に設置されているかの現地確認調査を委託実施した。 ・令和6年度 149事務所	特になし	住宅課
	健康福祉サービス評価システムの推進	健康福祉サービスの質の向上と利用者のサービス選択に資するため、自己評価および第三者評価を促進するとともに、評価調査者養成研修や評価機関の認証などを行う。 ・第三者評価機関認証委員会の開催 ・健康福祉サービス評価システム推進委員会の開催 ・第三者評価機関の育成・支援 ・自己評価、第三者評価の事業者に対する広報啓発	◇健康福祉サービス評価システムの推進 「健康福祉サービス評価」は、事業者が自らのサービスについて評価する「自己評価」、事業者でも利用者でもない第三者の評価機関が評価する「第三者評価」等があり、事業者自らの取組により、健康福祉サービスの質の向上を図るとともに、利用者によるサービス選択に資することを目的としている。 健康福祉サービスの質の向上を図ることや、利用者によるサービス選択に資することを目的に、事業者が自らのサービスについて評価する「自己評価」を促進するとともに、事業者でも利用者でもない第三者の評価機関が評価する「第三者評価」の受審を促進した。 (1)第三者評価の受審状況 保育所・認定こども園 3件 (2)第三者評価機関の認証 新規認証 1件(計4法人認証) (3)受審促進の取組状況 ・社会福祉法人・施設指導監査:受審について指導助言 ・園長研修会・集団指導:制度について周知啓発	令和4年2月に全国社会福祉協議会より国に第三者評価制度の見直し提言され、令和5年度から改善策の調査研究が実施されていることから、まずは国の動向を注視していく。 その上で、受審数向上に向けて、引き続き全国の取組を参考に、関係者と受審促進策を検討の上、実施していく必要がある。	健康福祉政策課

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	令和6年度実績・成果(令和6年12月末)	課題(令和6年12月末)	課名
重点施策／施策(事業)名					
基本方針Ⅰ 安全・安心な消費生活の確保	(2)広告・表示等の適正化				
	景品表示法に基づく表示指導	景品表示法の適正な運用により、取引の適正化、消費者の利益の擁護を図る。 ・消費生活相談等を端緒として調査を実施、事業者を指導 ・事業者向け景品表示法の説明会を実施 ・事業者からの表示に関する相談	関係機関からの通知や申告による情報に迅速に対応し、改善が必要な場合は事業者に指導を行った。また、事業者からの表示等に関する相談に対応し、表示の適正化に努めた。 景品表示法にかかる口頭指導：2件(うち消費生活センター：2件)	景品表示法に係る指導対象となった事業者は、法令のルールを知らない中小企業や個人事業者、事業所内で景品表示法のルールの周知が不十分な事業者である。景品表示法については県内事業者からの事前相談の対応や県内事業者向け講座を開催しているが、より多くの中小企業や個人事業者に対する適正なルールの周知が課題である。引き続き、事業者からの相談対応や研修の機会を利用して、適切なルールを周知していく必要がある。	県民活動生活課 消費生活センター
	食品表示法に基づく品質表示の適正化の推進	原材料名や期限表示、食品添加物およびアレルギー等の表示について、食品の製造・販売施設への立入検査等を行い、表示の適正化を図る。 ・不適正な食品表示に係る事業者への調査、指導 ・不適正な食品表示に関する情報の受付 ・事業者からの表示に関する相談	食品表示法および関係の法令等に基づく適正な食品表示が行われるよう、事業者に対する調査・指導等を行った。 ・調査・指導件数：6件 ・指示件数：1件	適正な食品表示について、消費者・事業者に広く認識されるようになってきている。今後も、消費者・事業者等に正確な情報が伝達されるよう、引き続き制度の周知徹底を図っていく。	みらいの農業振興課
	家庭用品品質表示法に基づく表示指導	家庭用品品質表示法に基づき、立入検査の実施や販売業者等に対する表示事項遵守の指示を行うことにより、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図る。 ・立入検査の実施 ・販売業者等に対する表示事項遵守の指示 ・消費者の利益が害されている旨の申し出受理	家庭用品品質表示法第19条第2項に基づく立入検査の実施状況 ・検査実施市町数：集計中、検査実施店舗数：集計中、不適正表示件数：集計中 同法に基づく立入検査は、市の区域内にある店舗等については法に基づき市が行い、町の区域にある店舗等については県が町に権限を委譲しているところであり、各市町がそれぞれの権限に基づいて立入検査を実施するもの。 令和6年度実績について、県内市町からの報告は令和7年4月となるため、集計中として記載している。	県内市町にて検査が適正に行われており、令和3年度以降で不適正表示が認められた事例もなく、特段の課題はない。	中小企業支援課
	米穀の適正流通の推進	米穀の出荷販売事業者等への巡回調査・指導を行うことにより、主要食糧法および米トレーサビリティ法に基づく米穀の適正流通の推進を図る。 ・制度の周知・啓発や事業者に対する調査・指導	食糧法に基づき、用途限定米穀をその定められた用途以外の用途に供されないよう、巡回調査を実施するとともに、米トレーサビリティ法の関係者への周知に努め、米の産地情報の適正な伝達や記録の保持等が行われるよう指導を行った。 ・調査事業者数【計画】 2事業者(令和7年2月実施予定)	過去の巡回調査において違反事例がないこと等から、課題は特になく、今後も継続した取組を実施する。	みらいの農業振興課
	計量法に基づく検査等	正確な計量の確保に努めるとともに、適正計量の周知徹底を図る。 ・取引証明に使用する計量器の定期検査 ・商品量目の立入検査 ・計量関係事業者、計量器使用者に対する立入検査	(1)計量器定期検査 取引や証明に使用されている「はかり」について、検査を実施した。 ・検査台数：988台(大型・小型はかりの検査台数(分銅・おもりを除く。)) (2)立入検査 ① 計量関係事業者に対する立入検査 計量器製造事業者等に対し、法令遵守の状況等について立入検査を実施した。 ・立入検査事業者数：18事業者 ② 計量器使用者に対する立入検査 ガソリンスタンド等に対し、計量器の検定有効期限等の管理状況について立入検査を実施した。 ・立入検査事業者数：69事業者	特になし	計量検定所

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	令和6年度実績・成果(令和6年12月末)	課題(令和6年12月末)	課名
重点施策／施策(事業)名					
基本方針Ⅰ 安全・安心な消費生活の確保	■重点施策2 商品・サービスの安全性の確保				
	(1)商品・サービスの安全性の確保				
	危険物規制事務	危険物の貯蔵・取扱いおよび消防設備機器の安全を図る。 ・危険物取扱者保安講習会委託 ・消防設備士講習会委託 ・危険物取扱者免状交付等事務委託 ・消防設備士免状交付等事務委託 ・危険物事故防止連絡会	◇危険物規制事務 (1) 危険物取扱者保安講習会委託 委託先:(一社)滋賀県防火保安協会連合会 申請者 2,573人 受講者 2,525人 (2) 消防設備士講習会委託 委託先:(一社)滋賀県防火保安協会連合会 ① 消火設備 申請者 66人 受講者 64人 ② 警報設備 申請者 171人 受講者 168人 ③ 避難設備・消火器 申請者 108人 受講者 105人 (3) 危険物取扱者免状・消防設備士免状交付等事務委託 委託先:(一財)消防試験研究センター ① 危険物取扱者免状 新規交付 1,493件、再交付 107件、書換 21件、写真書換 1,352件 ② 消防設備士免状 新規交付 292件、再交付 9件、書換 2件、写真書換 99件 【成果】危険物取扱者および消防設備士の資質の向上が図られ、危険物事故の防止ならびに消防設備工事の適切な施工に寄与した。	特になし	防災危機管理局
	危険物・高圧ガス等に対する保安対策	高圧ガス(LPガス等)の保安に関する啓発ならびに取引の適正化を図る。 ・事業所・販売店に対する立入検査等の実施 ・保安講習会の開催、消費先の保安基準維持調査および自主保安の啓発	(1)立入検査等の実施 ①高圧ガス関係 保安検査 25件 移動車両立入検査 3件 ②LPガス関係 販売店立入検査 37件 (2)保安講習会の実施 ①高圧ガス関係 ・令和6年10月30日(水) 13:00～17:00 滋賀県立男女共同参画センター 出席者数 271人 ・令和6年11月22日(金) 13:00～17:00 滋賀県立男女共同参画センター 出席者数 145人 ②LPガス関係 ・令和6年11月6日(水) 13:30～16:30 びわ湖大津館 出席者数 61人 ・令和6年11月7日(木) 13:30～16:30 滋賀県立文化産業交流会館 出席者数 86人 ・令和6年11月8日(金) 13:30～16:30 滋賀県立男女共同参画センター 出席者数 108人 【成果】高圧ガス取扱い事業者の保安レベルの向上が図られ、事業所および一般家庭LPガス消費者の事故の未然防止が図られた。	高圧ガス指導取締について、滋賀県高圧ガス保安協会に高圧ガス保安対策委託事業を委託しており、当該協会に所属している指導員が高圧ガス取扱事業所へ巡回指導を実施し、法に係る基準維持を指導している。 課題として、指導員の高齢化により年々人数が減少していることにより、巡回指導の件数維持が困難になっている。今後、指導員の確保や委託事業の見直しが必要と考えている。	防災危機管理局
火薬類等指導取締	火薬類の貯蔵・消費・その他の取扱いについて指導し、事故の防止を図る。 ・販売店および消費者に対する立入検査等の実施 ・保安・啓発業務委託	◇火薬類等指導取締 (1)立入検査等の実施 令和6年度実施 保安検査10件 立入検査10件 (2)保安講習会の実施 ①火薬類取扱従事者保安教育講習会 令和6年11月27日(水) 滋賀県危機管理センター 出席者数 43人 ②煙火消費保安教育講習会 令和7年2月16日(日)(実施予定) 滋賀県立男女共同参画センター 【成果】火薬類取扱事業者の保安レベルの向上が図られ、事故の未然防止に寄与した。	特になし	防災危機管理局	

消費者施策の展開(基本方針) 重点施策／施策(事業)名			施策(事業)の概要	令和6年度実績・成果(令和6年12月末)	課題(令和6年12月末)	課名
基本 方針 I 安全・安心な消費生活の確保	危険物・高圧ガス等に対する保安対策	電気工事等指導取締	粗悪な電気用品(工事)等による危害を防止する。 ・販売店および工事施工業者に対する立入検査等の実施 ・電気工事施工業者に対する保安講習会の開催	◇電気工事等指導取締 (1)立入検査等の実施 令和6年度実施 0事業者 (2)保安講習会の実施 ・令和6年9月26日(木) 13:30～16:00 ひこね市文化プラザ 出席者数 電気工事業者 513人 ・令和6年10月10日(木) 13:30～16:00 守山市民ホール 出席者数 電気工事業者 617人 【成果】電気工事業者の保安レベルの向上が図られ、不良工事等の軽減に寄与した。	特になし	防災危機管理局
	消費生活用製品の安全の確保		特定製品の販売業者や特定保守製品の取引事業者に対して立入検査を行うなど、消費生活用製品の安全を確保する。	・法に基づく立入検査は、市の区域内にある店舗については法に基づき市が行い、町の区域内にある店舗については県が町に権限を委譲している。 ・消費生活用製品安全法に基づく立入検査 <特定製品(乳児用ベッド、圧力なべ等)> 立入販売事業者数:集計中(うち違反事業者数:集計中) <特定保守製品(石油給湯器、石油ふろろがま)> 立入販売事業者数:集計中	引き続き各市町において、適切に立入検査がされるように法改正等の周知とあわせて依頼していく。	県民活動生活課
	びわ湖材産地証明事業		県内産木材が適正に消費者に提供されるよう安心と信頼の分別・表示管理システムの構築を図る。 ・県産木材取扱業者の審査・認定・登録 ・登録業者への指導・検査 ・産地証明、流通量の把握、情報の提供、普及啓発	・県産木材取扱業者の審査・認定・登録 : 新規認定3件、更新124件、変更登録4件「集計中」 ・登録業者への指導・検査 : 86件「集計中」 ・産地証明の普及啓発 : 流通状況取りまとめ4回 ・産地証明、流通量の把握、情報の提供 : 研修会1回(3月開催予定)	特になし	びわ湖材流通推進課
	家庭用品安全対策の推進		有害物質の含有する家庭用品について監視および検査を行い、健康被害の防止に努める。 ・試買テストの実施 ・被害の苦情等受付・調査および検査	厚労省から四半期ごとに送付される家庭用品監視速報を各保健所に共有して安全対策を推進した。 有害物質の含有する家庭用品被害の苦情等はなかった。	特になし	生活衛生課
	建築物等の安全対策		構造・設備・敷地・用途が適法な建築物が提供されるよう、建築士事務所や建築工事事業者、指定確認検査機関等に対する講習会を開催するとともに、建築基準法に定める中間検査や完了検査、定期点検の実施等にかかる指導を実施する。 ・建築物等の確認等	◇建築物等の確認等 (1)建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保 ・中間検査、完了検査シールの交付制度の実施 ・中間検査、完了検査未実施物件への督促 (2)指定確認検査機関・建築士事務所等の適正な業務実施 ・建築士事務所への立入検査:0件(令和7年2月予定) ・指定確認検査機関への立入検査:県指定機関への立入実施(令和7年2月予定) (3)建築物および建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保 ・建築物防災点検の実施(上期、下期の防災週間による実施) ・特殊建築物定期報告未提出施設への督促、防災点検の実施	・特殊建築物定期報告未提出施設への督促や防災点検の実施により、建築物および建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保を図っているところである。建築設備関係は定期報告の提出率がある程度高く、その維持管理が適切に行われていることが確認できている一方で、建築物の定期報告の提出率が建築設備の定期報告の提出率ほどではないことから、その維持管理が適切にされていることが確認できる建築物をより増やしていくことが課題と捉えている。 ・建築士事務所の立入検査について、対象事務所の選定項目に業務報告が提出されていない事務所も考慮することで、業務報告の提出を促し、消費者への情報提供を促進したい。	建築課
	医薬品等の安全の確保		有効かつ安全な医薬品等の供給を図る。 ・薬事関係事業者に対する監視指導 ・医薬品等についての品質検査 ・医薬品等の苦情・相談処理	消費者に、有効かつ安全な医薬品等の供給を図るため、薬局、医薬品販売業者、医薬品等製造販売業者および製造業者に対して監視指導を実施した。 また、消費者からの医薬品等に関する苦情・相談について適切な措置を講じた。 (1)薬事関係事業者への監視指導 集計中 (2)医薬品等の品質検査 ①指定医薬品等の収去検査 医薬品 :7検体(検査中) ②健康食品等の試買調査 強壮用、瘦身用:4検体(検査中) ③無承認無許可医薬品の取締 集計中 (3)医薬品等の苦情・相談 集計中	消費者に、有効かつ安全な医薬品等の供給を図るためには、今後も継続して監視指導を実施していく必要がある。	業務課
	医療サービスの安全の確保		医療安全や医療機関に関する相談に対応し、患者・家族と医療関係者・医療機関との信頼関係の構築を支援する。	県医療安全相談室において、518件の相談に対応し、患者・家族等と医療提供施設との信頼関係の構築を支援した。	幅広い相談内容に対応できるよう、相談員の更なるスキルアップが必要であり、また、患者・家族が自立して行動できるよう、啓発していくことが課題	医療政策課

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	令和6年度実績・成果(令和6年12月末)	課題(令和6年12月末)	課名
重点施策／施策(事業)名					
基本方針Ⅰ 安全・安心な消費生活の確保	毒物劇物の安全対策	毒物劇物による保健衛生上の危害防止を図る。 ・毒物劇物営業者等の監視指導 ・毒物劇物取扱者試験の実施	毒物劇物による保健衛生上の危害防止を図るため、毒物劇物営業者等に対する監視指導および毒物劇物営業者の登録・届出事務を行った。 ・毒物劇物営業者等の監視指導 対象施設数：集計中 監視指導施設数：集計中 違反発見施設数：集計中	毒物劇物による保健衛生上の危害防止を図るためには、今後も継続して監視指導を実施していく必要がある。	業務課
	生活衛生施設等の監視指導	生活衛生営業施設等が衛生的に整備管理されるよう監視指導を行う。 ・生活衛生営業施設に対する許可・確認・検査および立入検査・指導	<生活衛生営業施設の衛生状況に関する監視指導の実施> 対象施設：令和7年度に「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会」が本県で開催されるにあたり、その関係者が宿泊すると思われる県内の旅館業の許可を取得している施設のうち、種別が「旅館・ホテル」に対して実施する。 立入施設数：わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会より報告のあった「営業宿泊施設利用予定書」に記載のある施設を優先 約395件(予定)。	令和5～7年は「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」における宿舍衛生を確保することを目的に、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会と連携して監視指導を実施している。しかし、令和6年9月末に生活衛生課へ提出される予定であった「営業宿泊施設利用予定書」は、令和6年12月末時点でも確定しておらず、対象となる施設の見込みで監視指導を行っている。また宿泊衛生講習会計画等も具体的に進んでいない。「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」が宿舍衛生対策実施要領」とおり監視指導できるように、実行委員会と密な連携が必要である。	生活衛生課
	(2)食の安全・安心の確保				
	食の安全確保推進事業	食の安全・安心を確保するため、食の安全情報の提供やシンポジウム・意見交換会等の開催などにより食の安全・安心に関する正確で分かりやすい情報を発信するとともに、滋賀県食品衛生監視指導計画に基づき計画的に監視指導を実施する。 ・食の安全・安心推進条例の推進 ・食の安全情報の提供 ・シンポジウム、意見交換会等の開催 ・食の安全・安心審議会の運営 ・食品営業許可申請に基づく検査の実施 ・食品営業施設等の監視指導 ・夏期・年末食品一斉取締り	<滋賀県食の安全・安心審議会の開催> 令和6年10月11日 <食の安全・安心に関する情報の提供> (1)ホームページ「食の安全情報」による情報提供 ホームページへのアクセス件数：145,795件 (2)食品による健康被害情報の迅速な提供 県内の食中毒情報を、随時ホームページやしらがメールにより提供 <食の安全・安心に関する意見交換会の開催> 食の安全・安心に関する意見交換会の開催(開催主体：食の安全推進室) 開催日：令和6年11月26日 テーマ：「HACCP実践による食の安全・安心の取組み」 参加者数：42人 地域における意見交換会の開催(開催主体：各保健所、食肉衛生検査所) 開催回数：集計中 参加者数：集計中 テーマ：食品営業者が取り組む衛生管理、食品表示、食中毒予防等 <食品衛生に関する講習会等の開催> (1)消費者を対象とした講習会 集計中 (2)事業者を対象とした研修会 集計中 <営業許可検査の実施> ・改正食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設 新規許可：1,812施設、継続許可：0施設 ※改正食品衛生法の施行により、改正前許可業種から改正後許可業種への許可継続は新規許可として計上する。 <監視指導の実施> 監視指導件数：集計中 <一斉監視指導の実施> (1)腸管出血性大腸菌、カンピロバクター等食中毒予防対策(5～10月)：200施設 (2)食品、添加物等の夏期一斉監視(7月)：1,311施設 (3)食品、添加物等の年末一斉監視(12月)：集計中 (4)HACCP重点監視(通年)：集計中	<食の安全・安心に関する情報の提供> ホームページへのアクセス数が年度によって増減があるため、安定的に増加していくように魅力あるホームページの作成に努める必要がある。 <一斉監視指導の実施> 改正食品衛生法の施行により令和3年6月1日から原則全ての食品等事業者はHACCPに沿った衛生管理が義務化されたことから、その定着促進ため、食品営業許可検査時にあわせてHACCP実施のための衛生管理計画の確認等を行い、食品衛生水準の向上に努める必要がある。	生活衛生課
	食の安全・安心強化対策事業	食の安全・安心事業を強化するため、大規模な食中毒を想定した模擬訓練、飲食店等の自主衛生管理の推進、消費者の意向を反映した買い上げ検査と情報提供を実施する。 ・健康危機管理シミュレーションの実施 ・特定食品の買い上げ検査の実施	<健康危機管理シミュレーションの実施> 実施日：令和6年3月5日 参加施設：県内の学校給食共同調理場の場長、栄養士等 計27名 内容：給食が配達された学校において、食中毒様症状を呈した生徒等が確認された際に必要な初動対応および被害拡大防止措置について模擬訓練を実施 <特定食品不安解消事業> 広域流通食品の買い上げ検体：245検体	特になし	生活衛生課
食中毒予防対策事業	食中毒予防の正しい知識および情報を周知するとともに、食中毒の発生リスクが高い飲食店等に対して事故防止対策を重点的に指導する。 ・食中毒予防のための事業(食中毒注意報の発令、衛生講習会等の実施) ・食中毒発生時の疫学調査	食中毒予防の知識の向上と食中毒発生時の疫学調査を実施し、原因の追究と拡大・再発の防止に努めた。 <食中毒注意報の発令> 食中毒注意報(7月1日～9月30日)：8回 ノロウイルス食中毒注意報(11月1日～3月31日)：R6.12月末時点で3回 <衛生講習会の実施(再掲)> 事業者を対象とした食中毒講習会：集計中 <食中毒発生時の疫学調査> 食中毒発生件数：令和6年12月末時点で2件(調査、行政処分および再発防止の指導を実施)	特になし	生活衛生課	

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	令和6年度実績・成果(令和6年12月末)	課題(令和6年12月末)	課名
重点施策／施策(事業)名					
基本方針Ⅰ 安全・安心な消費生活の確保	食品・添加物試験検査事業	食品・添加物等の規格基準等の試験検査を行い、県民に提供される食品の安全確保に努める。 ・食品、添加物等の規格基準検査 ・農畜産物の残留農薬検査 ・アレルギー物質含有食品の検査 ・遺伝子組換え食品の検査	<規格基準等検査> 検査数:集計中 <残留農薬検査> 検査数:60検体(違反数:0件) <アレルギー含有食品の検査> 検査数:集計中 <遺伝子組換え食品の検査> 検査数:集計中	特になし	生活衛生課
	食品表示法に基づく表示指導	原材料名や期限表示、食品添加物およびアレルギー等の表示について、食品の製造・販売施設への立入検査等を行い、表示の適正化を図ります。 ・夏期・年末食品一斉取締りにおける食品表示に係る監視 ・事業者からの表示に関する相談対応	<夏期・年末食品一斉取締りにおける食品表示に係る監視> (1)食品、添加物等の夏期一斉監視(7月):507施設(表示違反6件) (2)食品、添加物等の年末一斉監視(12月):集計中	令和6年度食品、添加物等の夏期一斉監視において、6件の表示違反があり、原材料の管理不足、表示対象食品に認識誤りなどであり、今後も、適正な食品表示の徹底のため、幅広く指導を継続する必要がある。	生活衛生課
	食肉衛生検査事業	と畜場に搬入される獣畜に対して、と畜検査員による検査を行うとともに、関係業者への衛生指導・検査を行い食肉の安全確保を図る。 ・と畜検査および必要な措置 ・枝肉等の細菌汚染調査 ・牛海綿状脳症スクリーニング検査 ・と畜場関係者に対する衛生指導	<と畜検査> ・と畜場内とさつ頭数 牛:6,283頭(全頭検査)…令和6年11月30日時点 <細菌汚染調査> 検査数:集計中 <牛海綿状脳症スクリーニング検査> 検査数:2検体(陽性数:0件)…令和6年12月31日時点 <衛生指導講習会> 講習会実施数:集計中	特になし	生活衛生課
	食鳥肉衛生対策事業	食鳥処理場の衛生確保および食鳥検査方法の向上に努め、食鳥肉の安全確保を図る。 ・食鳥検査および必要な措置 ・食鳥処理施設の監視指導	<食鳥処理施設立入り等検査> 監視指導件数:70件	特になし	生活衛生課
	食品安全監視センター事業	特定食品等製造等施設に対して、HACCPの適切な運用管理を指導することにより、食品等事業者の衛生管理レベルの維持・向上を図る。 ・特定食品製造施設等に対する監視指導 ・HACCP適合証明制度に基づく証明事務	<特定食品製造等施設等に対する監視指導> 監視指導件数:678件 <HACCP適合証明制度に基づく証明事務> 証明件数:2件	HACCP適合証明制度に基づく証明について、年間8件を目標ととしてが、令和6年12月末現在2件である。HACCPに基づく衛生管理を実施している施設の多くが、民間認証を取得している等の理由により伸び悩んでいるが、2カ月に1回発行するメールマガジンでの告知等により再度制度について発信するとともに、既に申請申し込みのある施設については、早急に証明できるよう事務を進める。	生活衛生課
	国際水準GAP認証取得支援事業	県産農産物に対する消費者の信頼を高めるため、県産農産物の安全性の確保等を目指して、農業生産工程管理(GAP)手法の普及に努める。 ・農業教育機関における国際水準GAPの認証取得に係る費用の支援 ・GAP指導員の育成	国際水準GAP認証取得を目指す意欲のある農業教育機関に対し、認証取得の促進と負担軽減のため、認証取得に必要な経費を助成することにより、認証の新規取得および維持・更新を支援。また、県の普及指導員やJAの営農指導員等を対象に、国際水準GAPの知識を習得するための研修を実施し、GAP指導員を育成。 ・ASIAGAP1経営体(維持1団体)、JGAP1経営体(新規1団体) ・JGAP指導員基礎研修(12名受講)、ASIAGAP基礎差研修(7名受講)	特になし	みらいの農業振興課
	農業生産工程管理手法(GAP)普及促進事業	県産農産物の安全性の確保等を目指して、農業生産工程管理(GAP)手法の普及に努め、県産農産物に対する消費者の信頼を高める。 ・普及啓発活動、指導者の育成	生産者および生産組織等に対し、啓発資料の配布や個別指導等を通じて、GAPの意義や内容についての理解を深め、GAPの導入とその高度化を促進。 ・JGAP指導員基礎研修(12名受講) ・GAP認証取得を目指す農業者への個別指導(複数回、県内農業者、複数名)	特になし	みらいの農業振興課
環境こだわり農産物認証制度の運営	化学合成農薬、化学肥料の使用量を慣行の5割以下に減らし、かつ農業排水の流出を防止するなど琵琶湖をはじめとする環境への負荷を減らした技術で栽培された農産物を「環境こだわり農産物」として県が認証し、生産者が自身の取り組みを伝えることにより、消費者の商品選択の判断に役立てる。 ・環境こだわり農産物を対象とした残留農薬検査の実施	認証された環境こだわり農産物について、農産物中の残留農薬の検査を実施するとともに、生産記録が正しく記載されていることを確認した。 分析試料:玄米10検体 分析農薬数:25成分 分析結果:食品衛生法の残留基準値を上回る農薬は検出されなかった。	特になし	みらいの農業振興課	
しがの米麦大豆安全安心確保事業	消費者等の基本的なニーズである食の安全・安心を確保するための米・麦・大豆の残留農薬、米麦の重金属、麦のカビ毒の分析を行う取組を支援。	農業団体において、抽出により残留農薬、重金属、麦のカビ毒の分析を実施し、米、麦、大豆の安全性を確認するとともに、実需者等に対して情報提供することにより、本県産農産物の安全性に関する理解を深めた。 ・分析点数【計画】 重金属:251点、残留農薬:248点、カビ毒:97点	各項目について安全性の確認および実需者等への情報提供等により県産農産物の安全性への理解を図っており、課題は特になく、今後も継続した取組を実施する。	みらいの農業振興課	

消費者施策の展開(基本方針)		重点施策／施策(事業)名		施策(事業)の概要	令和6年度実績・成果(令和6年12月末)	課題(令和6年12月末)	課名
基本方針Ⅰ 安全・安心な消費生活の確保	生産物の安全対策の推進	農薬適正使用推進対策	農薬の安全かつ適正な使用を確保し、農薬による危害の防止を図る。 ・県農作物病害虫雑草防除基準の策定 ・農薬安全使用普及啓発 ・農薬アドバイザー講習会の開催・認定 ・農薬取扱者に対する監督指導	1県農作物病害虫雑草防除基準の策定 適切かつ安全な防除と危害防止の指導指針として、農作物病害虫雑草防除基準を策定し、関係団体、流通業者等に対して防除基準に沿った指導、流通の確保について協力を求めた。 2農薬安全使用普及啓発 農業者等に対して、農薬使用時の確認事項や農薬散布後の水管理の徹底等資料を配布し、安全使用を啓発した。 3農薬適正使用アドバイザー講習会の開催 農薬の使用に関して関係法令や農薬の適正使用について講習会を開催し、農業者等の農薬使用者に対して農薬の適正使用の助言を行う農薬アドバイザーを認定した(コロナ禍のため、レポート形式による講習会参加による認定)。 ＜講習会の開催日と認定者数＞ (前期講習会)日時:令和6年5月15日～6月17日(レポート形式)認定者数:102名 (後期講習会)日時:令和6年11月7日(対面形式)認定者数:97名 合計199名認定 4農薬取扱業者に対する監督指導 農薬販売者への巡回点検を実施し、届出や帳簿に関する違反がないか点検指導を行った。 農薬販売者点検数:実施中	農薬の安全使用について、啓発・普及活動を行っているところだが、無人マルチローターによる農薬散布者等の新規参入者もあり引き続き事業を推進していく必要がある。	みらいの農業振興課	
				動物医薬品の適正使用対策 動物医薬品の取扱いおよび品質の適正化を図るとともに、畜産農家に対する適正使用の指導を行い、安全な畜産物の供給を図る。 ・薬事監視の強化、動物用医薬品販売業者等への立入検査の実施:32件 ・動物用医薬品の品質検査の実施:0件(収去対象物がなかったため) ・定期的な農家指導の実施:170件	特になし	畜産課	
				飼料の安全使用対策 飼料の安全使用および品質の適正化を図るため、畜産農家に対する適正使用の指導等を行う。 ・飼料の適正使用の指導	・飼料の適正使用の指導(製造・販売業者:0件、畜産農家:32件 計:32件)	特になし	畜産課
				養殖衛生管理体制整備事業 養殖水産物の安全確保と魚病のまん延防止 ・医薬品の適正使用の指導 ・生産記録の作成・保存の指導や自主的な生産工程管理の普及 ・魚病のまん延防止や防疫に関する指導	・養殖衛生管理指導を実施した養殖経営体の割合:集計中 経営体数:集計中(50経営体)	年度末の集計結果をもって判断	水産課
				食の安全・安心推進事業 水産業協同組合が自主的に実施する水産用医薬品の残留検査に対する補助を行う。	・養殖生産魚の残留検査件数:集計中 ※検体はアユ、マス	年度末の集計結果をもって判断	水産課
				(3)消費者事故情報等の収集・提供			
	リコール情報・重大事故情報等の収集・提供	PIO-NET等からの情報を通じて、リコール情報、注意喚起情報および重大事故情報等を広く収集し、県民への周知を図る。	【県民活動生活課】 ・消費者庁等から、提供のあった注意喚起情報を随時、各市町・県センターおよび関係課に共有し県民への周知を図った。 ・消費者事故を適切に消費者庁に報告いただくよう各市町・県センターおよび関係課に周知を図った。	【県民活動生活課】 市町および関係機関において消費者事故通知の方法について、認知されていない点があるところが課題である。継続的に、消費者事故を適切に消費者庁に通知いただくことを依頼する必要がある。 【消費生活センター】 製品事故については、消費者庁等の情報提供を受けHP等にリンクを掲載する等県民への周知を図っているが、より多くの県民に知ってもらえるよう啓発方法の検討が課題である。	県民活動生活課 消費生活センター		
			【消費生活センター】 消費者等からの相談を受け、消費者安全法に基づき、消費者庁へ重大事故情報として通知を行った。 重大事故通知件数:1件 ・消費者庁等からの情報提供を受け、製品事故についてしらがメール等で注意喚起を行った。				
	消費生活用製品の安全の確保 <重点施策2(1)再掲>		特定製品の販売業者や特定保守製品の取引事業者に対して立入検査を行うなど、消費生活用製品の安全を確保する。	<重点施策2(1)再掲>	—	県民活動生活課	

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要		令和6年度実績・成果(令和6年12月末)		課題(令和6年12月末)		課名						
重点施策／施策(事業)名														
基本方針Ⅱ「自ら考え行動する」消費者になるための支援	■重点施策3 生活関連物資およびサービスの安定供給													
	物価情報に関する統計情報の提供		定期的に消費者物価指数および企業物価指数を掲載することにより、物価の動向を周知する。				消費者物価指数等物価に関する統計情報を提供し、物価動向の周知を図った。 (1)「統計だより」への掲載 ・毎月発行する「統計だより」に、消費者物価指数(大津市)および企業物価指数(国内)を掲載 (2)ホームページや刊行物での情報提供 ・ホームページの「滋賀の統計情報」のサイトに「家計・物価」の章を設け消費者物価指数等物価に関する統計情報を掲載 ・「しか統計ハンドブック」(電子版)「統計でわかる滋賀」「滋賀県統計書」に消費者物価指数等物価に関する統計情報を掲載		今後も引き続き、「統計だより」やホームページを通して、物価に関する統計情報の提供に努めていく。		統計課			
■重点施策4 主体的な消費者行動を促進する消費生活情報の発信・啓発														
(1)消費者の特性に配慮した情報発信・啓発														
	消費生活に関する催しの開催	消費生活に関する催しを市町・警察・関係団体と連携し開催し、消費者問題全般への意識向上および消費者被害の未然防止を図る。		・県の「消費者被害防止共同キャンペーン期間(9月～11月)」に合わせ、県内店舗においてパネル展を実施(最終日には店頭啓発を実施)。 イオン近江八幡ショッピングセンター(9月9日～18日) イオンタウン野洲(10月1日～18日) イオンタウン彦根(11月19日～28日) ・消費者被害防止共同キャンペーン期間に合わせ、「消費生活パネルキャラバン」と称し、市町の協力のもと県内15市町の施設を巡回してパネルを展示。 <街頭啓発> 5月の消費者月間に彦根警察署、彦根市と連携し街頭啓発活動を実施				警察や市町と連携しながら実施できているが、局所的な啓発となってしまうことや、効果が測りにくいことなど、今後の手法について検討が必要である。		消費生活センター				
	消費者啓発事業	幅広い世代に対する消費者啓発とともに、高齢者、若者、障害者、外国人県民など、その年齢層や特性に応じた媒体を活用して、実際の被害事例など消費生活に関する情報を提供する。 ・しらがメール・LINE・X(旧Twitter)・Instagramによるタイムリーな情報提供 ・感染症拡大時・災害発生時における啓発 ・滋賀プラスワンによる啓発 ・消費生活川柳		【県民活動生活課】 しらがメール・LINE配信:3件 X(旧Twitter)投稿数:3件 【消費生活センター】 ・中日新聞滋賀版「消費生活情報『ハッピーライフ』」記事掲載(隔週月曜日):16回 ・しらがメール・LINE配信:26件 / X(旧Twitter)投稿数:47件 / Instagram投稿数:49件 ・SNS(YouTube)広告による啓発:R4年度に作成した動画(5種類)を活用し、県民に向けた恵買商法被害防止広告を掲出(11月1日～11月30日、広告表示回数:451,066回、広告視聴回数:151,336回)				【県民活動生活課】 広報回数が少ないことが課題である。X、Instagram、しらが(しらせる滋賀情報サービス)等を活用し、広報・啓発をより充実させていく。 【消費生活センター】 ・令和6年2月のしらがメール・LINEのシステム変更に伴い、登録者数が大幅に減少した。登録者数を増やすための広報強化が必要である。 ・紙ベースでの啓発だけでなく、SNSを活用した情報発信や広告による効果的な啓発が行えているが、フォロワー数増加に向けたアカウントの周知強化が課題である。		県民活動生活課 消費生活センター				
	消費者の特性に応じたわかりやすい情報の発信	多文化共生推進事業		多言語による消費生活に関する情報提供を行う。 ・外国人相談窓口の運営(ポルトガル語・スペイン語・英語・タガログ語・ベトナム語・インドネシア語)他 ・外国人向け多言語情報紙「みみタロウ」の発行(ポルトガル語・スペイン語・中国語(繁・簡)・英語・ハンガール・日本語・タガログ語・ベトナム語・インドネシア語)				・外国人相談窓口の運営 月～金 10:00～17:00 相談員 6名 対応言語:ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、英語、タガログ語 他 令和6年度12月末現在相談件数 集中 ・外国人向け多言語情報紙「みみタロウ」の発行 日本語の理解が十分でない外国人住民に対して、母語による生活情報を提供することにより、生活利便の向上を図った。 生活情報紙発行事業・・・県国際協会がボランティアの協力を得て生活情報紙を編集発行 10言語 20,000部 年4回発行				外国人相談窓口から専門機関に繋いでも、その機関が外国人対応をしたことがないなど、その先の対応に繋がりにくいことがあり、相談窓口だけでなく、様々な機関や部署で外国人への対応ができるようにしていく必要がある。		国際課
	若者向け啓発事業	成年年齢引き下げ等、若者に対し消費者トラブル防止にかかる啓発を行う。		・県内全高校3年生および大学生等を対象に、消費者トラブル啓発物品(クリアファイル)を作成・配布した(20,000部)。 ・インターネット(yahoo)広告による啓発:県内の若年者(18～29歳)を対象に恵買商法被害防止にかかるバナー広告を掲出(9月1日～10月31日、バナー表示回数:4,630,978回、バナークリック回数:8,120回) ・啓発動画コンテストの実施 若者の消費者トラブル防止および消費生活センター認知度向上を目的に、29歳以下の若者を対象に啓発動画作品を募集(応募:18作品) 受賞8作品は県消費生活センター公式SNSへ掲出 X(旧Twitter)インプレッション数:計1,926回、Instagram再生数:計1,239回、YouTube視聴回数:1,149件(令和6年12月末時点) そのほか知事賞作品はYouTube広告に掲出予定(令和7年1月8日～2月7日)				啓発動画コンテスト応募作品を活用した啓発手法の検討が課題である。		消費生活センター				
	消費生活情報の提供	関係団体と連携し、高齢者宅を個別訪問し啓発資料を配布		交通安全協会女性団体連合会の協力により、高齢者宅の個別訪問時に恵買商法等に関する啓発資料を配付して直接注意を呼びかけた。 実施期間 : 7月～12月 対象世帯数 : 4,800世帯				特になし		消費生活センター				
	高齢者に向けた消費者被害防止啓発事業	生協・企業と連携し、高齢者宅へ啓発資料を配布		・啓発チラシ:(株)平和堂(7月に配付、1月・3月にも配付予定、配付対象約7,000世帯)、郵便局(県内の全郵便局230局へ配架依頼し、10月に計4,600枚を送付済)、京滋やクルト販売(株)8,000世帯へ12月に配付、3月にも配付予定) ・啓発カレンダー:コープしが、しが健康医療生協(約7,100世帯、12月に配付)				チラシ・カレンダー作成は令和6年度で交付金措置の終了に伴い一般財源の確保が難しく、廃止となるが、これに代わるデジタル情報が届きにくい方に対する啓発の方法が課題である。今後は、見守りが必要な方については、各市町において、地域の民生委員や介護支援者等から高齢者等にチラシ等を直接手渡ししてもらうことで効率的な見守りができると考えるので、市町において協力いただくよう依頼する必要がある。また、関係団体とも連携して効果的な啓発を図る必要がある。		県民活動生活課				
	啓発資料等の作成および配布		消費者の年齢層や特性に応じ、様々な場面で活用できる啓発資料等を作成・配布を行う ・啓発リーフレット・冊子等の作成・配布 ・「くらしのかわら版」の発行		【県民活動生活課】 SGNと連携してエシカル消費にかかる啓発冊子を啓発イベント等で配付した。 【消費生活センター】 ・県内全高校3年生および大学生等を対象に、消費者トラブル啓発物品(クリアファイル)を作成・配布(20,000部)<再掲> ・若者向け啓発リーフレットを近畿府県で共同作成(27,000部)し、県内高校や二十歳の集い等で配布するとともに、出前講座でも活用した。 ・消費生活に関する最新の情報を盛り込んだ消費生活センター広報誌「くらしのかわら版」を年4回発行。				【消費生活センター】 近畿府県で共同作成しているリーフレットについて、学校でのペーパーレス化が進んでいることや二十歳の集い等で配布が難しいことなどにより、紙以外での啓発手法の検討が課題である。		県民活動生活課 消費生活センター			

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	令和6年度実績・成果(令和6年12月末)	課題(令和6年12月末)	課名
重点施策／施策(事業)名					
基本方針Ⅱ 「自ら考え行動する」消費者になるための支援	啓発資料等の貸出および情報の提供	消費者教育や啓発のために役立つ情報を県のホームページに掲載するとともに、教材等の貸し出しを行う ・ホームページ等Webに啓発動画を掲載 ・DVD等の啓発資材を整備し、貸出	【県民活動生活課】 エシカル消費にかかる啓発冊子(一般向け、小中学生向け)・チラシ・ポスターのデータを県のホームページに掲載し、電子でも閲覧できるように図った。 【消費生活センター】 消費者教育や啓発に役立つ情報を県のHP等に掲載するとともに、DVD等教材等の貸し出しを行った。(DVD・教材貸出件数:6件)	【県民活動生活課】 啓発冊子等の教材の掲載場所がまとまっておらずわかりにくいということが課題である。教材掲載場所の工夫や学校関係者等への周知も方法を検討する必要がある。 【消費生活センター】 DVD教材の貸出件数が減少している(令和3年度:21件、令和4年度:14件、令和5年度:14件)。DVDに替わる動画教材をYouTubeにて配信しているところであり、教材の周知広報活動が課題である。	県民活動生活課 消費生活センター
	(2)災害発生・感染症拡大等緊急時の情報発信・啓発				
	災害発生・感染症拡大等緊急時の情報発信・啓発	災害や感染症拡大による消費者トラブル未然防止のための啓発を消費者の年齢層や特性に応じた媒体を活用して行う。また、商品の品薄等が発生した場合、正しい情報に基づく冷静な消費行動の周知を行う。 ・感染症拡大時や災害発生時にしらがメール・LINE・X(旧Twitter)による情報提供を行う	災害に便乗した悪質商法についてしらがメール・LINE、X(旧Twitter)、Instagramなどを通じて注意喚起を行った。	令和6年2月のしらがメール・LINEのシステム変更に伴い、登録者数が大幅に減少。登録者数を増やすための広報強化が必要である。<再掲>	消費生活センター
	平時から災害に備える必要性の啓発	平時から生活必需品の備蓄など災害に備える必要性や、災害時の正確な情報の選択について、日頃から消費者に啓発を行う。	国の関係省庁等より連絡があれば、随時、市町にも情報提供を行い、広く周知・啓発に努めた。	特になし	県民活動生活課 消費生活センター
	(3)インターネット等に関連する消費者行動への対応				
	インターネット等に関連した消費者トラブルに関する情報発信・啓発	最新の消費者トラブルの状況に応じて、消費者被害の未然防止のため、消費者の年齢層や特性に応じた媒体を活用して情報発信を行う。	【県民活動生活課】 ・高齢者向けに啓発チラシにおいて、消費者トラブルで最近多くみられる事例を挙げ、宅配事業者等に協力いただき、高齢者宅に直接配付し、注意喚起を行った。 ・啓発チラシ:(株)平和堂(7月に配付、1月・3月にも配付予定、配付対象約7,000世帯)、郵便局(県内の全郵便局230局へ配架依頼し、10月に計4,600枚を送付済)、京滋ヤクルト販売(株)8,000世帯へ12月に配付、3月にも配付予定) <再掲> 【消費生活センター】<再掲> ・SNSによる定期購入や架空金請求詐欺、訪問販売などその時々増加しているトラブル事例について、しらがメール・LINE、X(旧Twitter)、Instagram、くらしのかわら版などを通じて注意喚起を行った。(しらがメール・LINE配信:25件 / X(旧Twitter)投稿数:47件 / Instagram投稿数:49件) ・SNS(YouTube)広告による啓発:令和4年度に作成した動画(5種類)を活用し、県民に向けた悪質商法被害防止広告を掲出(11月1日～11月30日、広告表示回数:451,066回、広告視聴回数:151,336回) ・インターネット(yahoo)広告による啓発:県内の若年者(18～29歳)を対象に悪質商法被害防止にかかるバナー広告を掲出(9月1日～10月31日、バナー表示回数:4,630,978回、バナークリック回数:8,120回) ・令和6年度実施の啓発動画コンテストの応募作品を県消費生活センター公式SNSへ掲出(Xインプレッション数:計1,926回、Instagram再生数:計1,239回、YouTube視聴回数:1,149件。※令和6年12月末時点。)。そのほか知事賞作品はYouTube広告に掲出予定(令和7年1月8日～2月7日)。	【県民活動生活課】 チラシ・カレンダー作成は令和6年度で交付金措置の終了に伴い一般財源の確保が難しく、廃止となるが、これに代わるデジタル情報が届きにくい方に対する啓発の方法が課題である。今後は、インターネットの利用が難しい方については、各市町において、地域の民生委員や介護支援者等から高齢者等にチラシ等を直接手渡してもらうことで効果的な見守りができると考えるので、市町において協力いただくよう依頼する必要がある。また、関係団体とも連携して効果的な啓発を図る必要がある。<再掲> 【消費生活センター】 ・令和6年2月のしらがメール・LINEのシステム変更に伴い、登録者数が大幅に減少。登録者数を増やすための広報強化が必要である。 ・紙ベースでの啓発だけでなく、SNSを活用した情報発信や広告による効果的な啓発が行えているが、フォロワー数増加に向けたアカウントの周知活動強化が課題である。<再掲>	県民活動生活課 消費生活センター
	キャッシュレス決済など新たな決済方法に関する啓発	最新の決済方法について、メリットと併せてリスクについて、広報誌や関係団体と連携した講座において啓発を行う。 ・各媒体を活用した啓発 ・出前講座における啓発	・消費生活センターが実施する出前講座において、キャッシュレス決済の仕組みや注意点について、啓発を行った。 ・クレジットカードの不正利用などキャッシュレス決済のトラブル事例について、しらがメール・LINE、X(旧Twitter)、Instagram等で注意喚起を行った。	キャッシュレス決済が急速に浸透していることから、引き続き出前講座や各種広報ツールを活用してわかりやすい情報発信が必要である。	消費生活センター
重点施策5 消費者の特性に応じた体系的な消費者教育・学習の推進					
(1)消費者教育・学習の機会拡大と体系的な消費者教育の推進					
① 学校等における消費者教育の推進					
学校における外部人材の活用	県消費生活センター等の相談員や弁護士等、消費者教育に関する外部講師による出前講座を活用し、消費者教育を推進する。 ・滋賀弁護士会との共催により、弁護士・消費生活相談員を高校・特別支援学校に派遣 ・金融広報委員会による出前講座の実施	【県民活動生活課】 ・金融広報委員会に依頼し、8月に県内の中学校・高等学校教員向けにオンラインにて成年年齢引下げや金融教育に係る内容について研修を実施 【消費生活センター】 消費生活センターが実施する出前講座において、消費生活相談員、滋賀弁護士会弁護士を講師として派遣し、学校での消費者教育を支援した。 ・高校生のための消費生活講座会:10回(うち弁護士派遣1回)	【県民活動生活課】 ・教員向け研修は、令和3年8月から高等学校等全教員を対象にオンラインで開催しており、開催当初は成年年齢引下げを控えていたため教員の関心が高かったと思われ、県民活動生活課から開催日時を指定して講座を周知する方法であっても多数の教員が集まったが、年々受講者は大幅に減少していることが課題である。今後は、開催方法等、教員のニーズにあった方法を検討する必要がある。 【消費生活センター】 消費者教育なんでも相談所への依頼は増加傾向にあるが、学校現場ではまだ認知度不足と思われることから、引き続き周知活動の強化が課題	県民活動生活課 消費生活センター	

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	令和6年度実績・成果(令和6年12月末)	課題(令和6年12月末)	課名
重点施策／施策(事業)名					
基本方針Ⅱ 「自ら考え行動する」消費者になるための支援	消費生活に関する啓発資料の提供や教材の作成	消費生活に関する啓発資料や、学校等で使いやすい教材を作成し、提供する。 ・県教育委員会と連携し、小学5年生～中学3年生を対象にした「ゆめ・ふれ愛成長確認シート」を作成・配布 ・消費生活に関する啓発資料や、学校等で使いやすい教材を作成し、提供。	【県民活動生活課】 ・県教育委員会・小学校家庭科部会・中学校技術家庭科部会と連携して、小学5年生～中学3年生で使用できるように教材(ゆめ・ふれ愛成長確認シート)を作成し、県内全ての小学校に配布予定(16,000部) ・若年者向け啓発チラシを電子データにより作成し、県内すべての高等学校および中学校等に配布した。 【消費生活センター】 ・県内全高校3年生および大学生等を対象に、消費者トラブル啓発物品(クリアファイル)を作成・配布(20,000部)<再掲> ・高校生、大学、専修学校生向けにインターネット相談窓口周知カードを作成・配布した(50,000部) ・「消費者教育なんでも相談所」において、消費者教育に関する講師の派遣や教材の提供などを行った。(55回の依頼)	【県民活動生活課】 ・ゆめ・ふれ愛成長確認シートは、小学校から中学校への引継ぎが必要なため、紙媒体で作成しているが、将来的にはデジタル化について学校側と検討する必要がある。 ・啓発チラシを配付しても、教員に認識されていないこともあるのが課題である。教材の掲載場所がまとまっておらずわかりにくいという御意見もあるので、教材掲載場所の工夫や学校関係者等への周知も方法を検討する必要がある。 【消費生活センター】 啓発品以外での啓発活動への取組検討が課題である。	県民活動生活課 消費生活センター
	消費者教育を推進する教員への支援	・教員等を対象に、消費者教育に関するモデル授業の実施等、研修機会や実践事例情報を提供する。 ・教育委員会等関係者による意見交換の実施	【県民活動生活課】 ・金融広報委員会に依頼し、8月に県内の中学校・高等学校教員向けにオンラインにて成年年齢引下げや金融教育に係る内容について研修を実施<再掲> 【消費生活センター】 ・文科省消費者教育アドバイザーを招き、教育委員会とともに「若年者に係る消費者教育情報交換会」を開催。消費者教育に携わる機関それぞれの課題を共有し、解決の方向性について検討した(11月13日)	【県民活動生活課】 ・教員向け研修は、令和3年8月から高等学校等全教員を対象にオンラインで開催しており、開催当初は成年年齢引下げを控えていたため教員の関心が高かったと思われ、県民活動生活課から開催日時を指定して講座を周知する方法であっても多数の教員が集まったが、年々受講者は大幅に減少していることが課題である。今後は、開催方法等、教員のニーズにあった方法を検討する必要がある。<再掲>	県民活動生活課 消費生活センター
	家庭における消費者教育の支援	学校等の消費者教育と連携し、子どもの成長過程に応じた啓発資料等の提供など、保護者と子どもが話し合う機会づくりに取り組み、家庭における消費者教育を支援する。	【県民活動生活課】 若年者向け啓発チラシを電子データにより作成し、県内すべての高等学校および中学校等に配布した。<再掲> 【消費生活センター】 親子で体験しながら学べる消費者教育の場として「親子くらしの体験セミナー」を開催した。 ・おれの印刷工場を見学してみよう＋消費生活ミニ講座(7月30日AM・PM、親子70名参加) ・おやつについて学んでみよう！＋消費生活ミニ講座(8月6日AM・PM、親子44名参加)	【県民活動生活課】 啓発チラシを配付しても、教員に認識されていないこともあるのが課題である。教材の掲載場所がまとまっておらずわかりにくいという御意見もあるので、教材掲載場所の工夫や学校関係者等への周知も方法を検討する必要がある。<再掲>	県民活動生活課 消費生活センター
	消費者教育に関する情報提供	国の関係省庁等が作成した教材や資料、先進事例等について情報提供を行う。 ・最新の情報を教育委員会と連携して学校に提供	【県民活動生活課】 ・国の関係省庁等より連絡があれば、随時、市町や教育委員会等にも情報提供を行い、広く周知・啓発に努めた。	特になし	県民活動生活課 消費生活センター
	大学等に対する消費者教育推進の要請および支援	大学等の入学オリエンテーションや出前講座において、動画やDVD貸出等を活用し学生を対象とした啓発を実施。 消費者教育の重要性についての認識を共有できるよう、大学等の設置者との意見交換等を通じて、消費者教育の自主的な取組を促進。 ・動画やDVD貸出等による啓発 ・大学等と意見交換を行い、消費者教育を支援	・県内大学等へ入学オリエンテーションや出前講座を実施した。(1校、170名参加) ・県内大学および専修学校に消費者教育について協力を依頼し、啓発資料等の情報提供を行った。	情報提供だけでなくとどまらず、学生が自ら考える消費者となるため、大学等と連携した取組について検討が必要である。	消費生活センター
	消費生活に関する啓発資料等の提供	消費生活に関する啓発資料や教材を作成し、提供する。 ・啓発リーフレット、冊子等の作成・配布	【県民活動生活課】 ・SGNと連携してエシカル消費にかかる啓発冊子を啓発イベントで配付した。<再掲> 【消費生活センター】 ・若者向け啓発リーフレットを近畿府県で共同作成(27,000部)し、県内高校や成人式で配布するとともに、出前講座でも活用した。 ・消費生活に関する最新の情報を盛り込んだ消費生活センター広報誌「くらしのかわら版」を年4回発行。	【消費生活センター】 近畿府県で共同作成しているリーフレットについて、学校でのペーパーレス化が進んでいることや二十歳の集い等で配布が難しいことなどにより、紙以外での啓発手法の検討が課題である。<再掲>	県民活動生活課 消費生活センター

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	令和6年度実績・成果(令和6年12月末)	課題(令和6年12月末)	課名
重点施策／施策(事業)名					
基本方針Ⅱ 「自ら考え行動する」消費者になるための支援	②地域や職域等における消費者教育の推進				
	高齢者等を対象とした講習会等の実施	老人会等への出前講座等、高齢者を対象とした効果的な講習会等を実施する。 ・くらしの情報セミナーの開催 ・消費生活相談員による出前講座(くらしの一日講座) ・金融広報委員会による出前講座	【県民活動生活課】 ・老人会等への高齢者を対象とした出前講座を計10回実施。(金融広報委員会) 【消費生活センター】 ・くらしの情報セミナーの実施(2回実施予定) 「デジタル時代のスマート終活～もっと豊かな老後のために～」(5月28日 70人参加) 「情報モラルを考えよう ～安全で安心なデジタルライフを～」(3月15日予定) ・消費生活相談員による出前講座(くらしの一日講座)の実施(16回)	くらしの情報セミナーについて令和5年度よりオンラインを活用し、幅広く県民に参加できるよう取り組んでいるが、より多くの参加が見込めるよう周知強化が課題である。	県民活動生活課 消費生活センター
	高齢者等を対象とした効果的な情報提供	高齢者等の消費者被害状況等を踏まえ、関係団体や警察等と連携して効果的な情報提供に努めるとともに、相談窓口の周知を図る。 ・関係団体と連携し、高齢者宅を個別訪問し啓発資料を配布 ・生協・企業と連携し、高齢者宅へ啓発資料を配布	【県民活動生活課】 ・啓発チラシ(株)平和堂(7月に配付、1月・3月にも配付予定、配付対象約7,000世帯)、郵便局(県内の全郵便局230局へ配架依頼し、10月に計4,600枚を送付済)、京滋ヤクルト販売(株)8,000世帯へ12月に配付、3月にも配付予定) ・啓発カレンダー:コブしが、しが健康医療生協(約7,100世帯、12月に配付)＜再掲＞ 【消費生活センター】 交通安全協会女性団体連合会との連携により、高齢者宅を個別訪問し、悪質商家等に関する啓発資料を配付して直接注意を呼びかけた。 実施期間 : 7月～12月 対象世帯数: 4,800世帯 <再掲>	【県民活動生活課】 チラシ・カレンダー作成は令和6年度で交付金措置の終了に伴い一般財源の確保が難しく、廃止となるが、これに代わるデジタル情報が届きにくい方に対する啓発の方法が課題である。今後は、インターネットの利用が難しい方については、各市町において、地域の民生委員や介護支援者等から高齢者等にチラシ等を直接手渡してもらうことで効果的な見守りができると考えるので、市町において協力いただくよう依頼する必要がある。また、関係団体とも連携して効果的な啓発を図る必要がある。＜再掲＞	県民活動生活課 消費生活センター
	高齢者等を対象とした消費者被害防止啓発等の実施	県内各地で、高齢者向けの消費者被害防止パネル展等の啓発活動を実施する。	・消費者月間(5月)に県立図書館・県庁においてパネル展示を実施。 ・県の「消費者被害防止共同キャンペーン期間(9月～11月)」に合わせ、県内店舗においてパネル展を実施(最終日には店頭啓発を実施)。＜再掲＞ イオン近江八幡ショッピングセンター(9月9日～18日) イオンタウン野洲(10月1日～18日) イオンタウン彦根(11月19日～28日) ・消費者被害防止共同キャンペーン期間に合わせ、「消費生活パネルキャラバン」と称し、市町の協力のもと県内15市町の施設を巡回してパネルを展示。＜再掲＞	高齢者に向けた啓発強化のため、老人クラブ大会等、高齢者が多く参加するイベント等への参画も検討が必要である。	消費生活センター
	高齢者等の見守り支援者の育成	民生委員・児童委員や介護関係者等地域の見守り支援者に対して研修の機会を設け、消費者トラブル事例や対応策を伝えることにより見守り意識の向上を図る。 ・地域の見守り支援者向け研修の実施	・民生・児童委員など見守り関係者を対象に出前講座(くらしの一日講座)を実施。消費者トラブルの事例や対応策を伝えた。(講座実績16回のうち見守り支援者向け6回)	民生委員等へのさらなる周知強化に向けて市町と連携しながら実施する必要がある。	消費生活センター
	消費者被害の未然防止・拡大防止に向けた各種広報の実施	自治会や地域のグループ等を対象とした消費生活相談員や金融広報委員会の出前講座等を実施する。 ・くらしの情報セミナーの開催 ・消費生活相談員による出前講座(くらしの一日講座) ・金融広報委員会による出前講座	【県民活動生活課】 ・自治会や地域のグループ等を対象とした出前講座(高齢者を対象とした講座は除く)を計15回実施。(金融広報委員会) 【消費生活センター】＜再掲＞ ・くらしの情報セミナーの実施(2回実施予定) 「デジタル時代のスマート終活～もっと豊かな老後のために～」(5/28 70人参加) 「情報モラルを考えよう ～安全で安心なデジタルライフを～」(3/15予定) ・消費生活相談員による出前講座(くらしの一日講座)の実施(16回)	【消費生活センター】 くらしの情報セミナーについて令和5年度よりオンラインを活用し、幅広く県民に参加できるよう取り組んでいるが、より多くの参加が見込めるよう周知強化が課題である。＜再掲＞	県民活動生活課 消費生活センター
	関係団体と連携した消費者教育の推進	消費生活に関する催しを市町・警察・関係団体と連携し開催し、消費者問題全般への意識向上および消費者被害の未然防止を図る。	・県の「消費者被害防止共同キャンペーン期間(9月～11月)」に合わせ、県内店舗においてパネル展を実施(最終日には店頭啓発を実施)。 イオン近江八幡ショッピングセンター(9月9日～18日) イオンタウン野洲(10月1日～18日) イオンタウン彦根(11月19日～28日) ・消費者被害防止共同キャンペーン期間に合わせ、「消費生活パネルキャラバン」と称し、市町の協力のもと県内15市町の施設を巡回してパネルを展示。 ＜街頭啓発＞ 5月の消費者月間に彦根警察署、彦根市と連携し街頭啓発活動を実施＜再掲＞	警察や市町と連携しながら実施できているが、局所的な啓発となってしまうことや、効果が測りにくいことなど、今後の手法について検討が必要である。＜再掲＞	消費生活センター
事業者等に対する従業者への消費者教育推進	事業者に対して、消費生活に関する研修等の開催等、従業者への消費者教育の推進を図る。 ・県品表示法等に関する事業者向け研修会の開催 ・従業者へ消費生活講座の周知	【県民活動生活課】 ・滋賀県食肉公正取引協議会より依頼があり、県品表示法の基本的な知識を提供する講座を開催した。 7月3日 実地開催(参加:30名) 内容:～県品表示法の基礎知識(表示)について～ 講師:県民活動生活課 ・県内の食品製造・食品販売事業者向けに、県品表示法、食品表示法および消費者志向経営の基本的な知識を提供する講座を開催した。 9月6日 オンラインで実施(参加:42回線) 内容:事業者向け講座～県品表示法・食品表示法、「消費者志向経営」の基礎知識～ 講師:生活衛生課食肉の安全推進室、みらいの農業振興課、消費者庁新未来創造本部、県民活動生活課 【消費生活センター】 事業者向け消費生活講座(出前講座)の案内を消費生活センターHPに掲載	【県民活動生活課】 引き続き、県品表示法について参加者の理解度を向上させるために開催プログラムや講座資料の工夫を行っていく。	県民活動生活課 消費生活センター	

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	令和6年度実績・成果(令和6年12月末)	課題(令和6年12月末)	課名
重点施策／施策(事業)名					
基本方針Ⅱ 「自ら考え行動する」消費者になるための支援	消費者志向経営等に関する情報提供	事業者への消費生活に関する啓発資料や関連情報を提供する。 ・消費者庁等作成の消費者志向経営に関する情報提供 ・関係団体と連携して、事業者へエシカル消費の啓発を実施	・消費者志向経営に係る情報提供を関係団体を通じて行った。 ・消費者志向経営の基本的な知識を提供する講座を、景品表示法・食品表示法の講座とあわせて開催した。 9月6日 オンラインで実施(参加:42回線) 内容:事業者向け講座～景品表示法・食品表示法、「消費者志向経営」の基礎知識～ 講師:生活衛生課食の安全推進室、みらいの農業振興課、消費者庁新未来創造本部、県民活動生活課 ・エシカル消費について、SGNと連携し、SGN会員でもある事業者等に周知・啓発を図った。	消費者志向経営について講座を機に知った事業者が多く存在し、消費者志向経営の認知度が低いことが課題である。研修等あらゆる機会を利用して、周知していく必要がある。	県民活動生活課
	③多様な主体と連携した消費者教育の推進				
	関係団体と連携した消費者教育の推進<重点施策5(1)②再掲>	消費生活に関する催しを市町・警察・関係団体と連携し開催し、消費者問題全般への意識向上および消費者被害の未然防止を図る。	<重点施策5(1)②再掲>	—	消費生活センター
	エシカル消費の推進<重点施策6(1)後述>	多様な主体と連携し、人や社会、環境、地域に配慮した消費行動を推進し、エシカル消費を実践する消費者を育成する。	<重点施策6(1)後述>	—	県民活動生活課
	体系的な環境学習推進事業<重点施策6(3)後述>	「第四次滋賀県環境学習推進計画」に基づき、環境学習関連施策の進行管理を行うとともに、体系的・総合的推進を図るため、小学校におけるエコ・スクールの実践支援等を行う。	<重点施策6(3)後述>	—	環境政策課
	食育の推進(食育推進計画推進事業)	滋賀県食育推進計画に基づき、消費者、事業者、行政等の多様な主体が連携し、食育を推進する。 ・食育推進協議会の開催 ・食育推進研修会の開催	滋賀県食育推進計画に基づき、消費者、事業者、行政等の多様な主体が連携し、食育を推進のための事業を実施した。 ①食育推進協議会 日時:令和6年9月4日 協議会構成機関、団体数 22 ②食育推進研修会 日時:令和7年3月 調整中 オンライン	食育は持続可能な消費の実践を目指す消費者教育との関わりが深いことから、今後も相互に連携を図ることでそれぞれの取組の効果を高める必要がある。	健康しが推進課
	食品ロス削減の推進(ごみゼロしが推進事業)<重点施策6(2)後述>	滋賀県食品ロス削減推進計画に基づき、消費者、事業者、行政等の多様な主体が連携し、食品ロス削減に取り組む。	<重点施策6(2)後述>	<重点施策6(2)後述>	循環社会推進課
	金融広報委員会と連携した消費者教育	金融広報委員会の出前講座等と連携し、地域や職域における消費者教育を推進する。	・金融広報委員会に依頼し、8月に県内の中学校・高等学校教員向けにオンラインにて成年年齢引下げや金融教育に係る内容について研修を実施<再掲>	【県民活動生活課】 教員向け研修は、令和3年8月から高等学校等全教員を対象にオンラインで開催しており、開催当初は成年年齢下げを控えていたため教員の関心が高かったと思われる。県民活動生活課から開催日時を指定して講座を周知する方法であっても多数の教員が集まったが、年々受講者は大幅に減少していることが課題である。今後は、開催方法等、教員のニーズにあった方法を検討する必要がある。<再掲>	県民活動生活課
	弁護士会と連携した消費者教育	滋賀弁護士会との共催により、弁護士・消費生活相談員を高校・特別支援学校に派遣し、講演会を実施する。	消費生活センターが実施する出前講座に滋賀弁護士会弁護士を講師として派遣し、学校での消費者教育を支援した。<再掲> ・高校生のための消費生活講演会:弁護士派遣1回	—	消費生活センター
	(2)若年者向け消費者教育の強化				
	学校における外部人材の活用<重点施策5(1)①再掲>	県消費生活センター等の相談員や弁護士等、消費者教育に関する外部講師による出前講座を活用し、消費者教育を推進する。 ・滋賀弁護士会との共催により、弁護士・消費生活相談員を高校・特別支援学校に派遣 ・金融広報委員会による出前講座の実施	<重点施策5(1)①再掲>	—	県民活動生活課 消費生活センター
	消費生活に関する啓発資料の提供や教材の作成<重点施策5(1)①再掲>	消費生活に関する啓発資料や、学校等で使いやすい教材を作成し、提供。 ・教育委員会等関係者による学校等で使用する消費者教育教材の検討	<重点施策5(1)①再掲>	—	県民活動生活課 消費生活センター

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	令和6年度実績・成果(令和6年12月末)	課題(令和6年12月末)	課名
重点施策／施策(事業)名					
基本方針Ⅱ 「自ら考え行動する」消費者になるための支援	消費者教育を推進する教員への支援 ＜重点施策5(1)①再掲＞	教員の消費者教育に関する研修への参加支援を行う。	＜重点施策5(1)①再掲＞	—	県民活動生活課 消費生活センター
	消費者被害の未然防止・拡大防止に向けた各種広報の実施 ＜重点施策5(1)②再掲＞	自治会や地域のグループ等を対象とした消費生活相談員や金融広報委員会の出前講座等を実施する。 ・くらしの情報セミナーの開催 ・消費生活相談員による出前講座(くらしの一日講座) ・金融広報委員会による出前講座	＜重点施策5(1)②再掲＞	—	県民活動生活課 消費生活センター
	関係団体と連携した消費者教育の推進＜重点施策5(1)②③再掲＞	消費生活に関する催しを市町・警察・関係団体と連携し開催し、消費者問題全般への意識向上および消費者被害の未然防止を図る。	＜重点施策5(1)②③再掲＞	—	県民活動生活課 消費生活センター
	事業者等に対する従業者への消費者教育推進＜重点施策5(1)②再掲＞	事業者に対して、消費生活に関する研修等の開催等、従業者への消費者教育の推進を図る。 ・景品表示法等に関する事業者向け研修会の開催 ・従業者へ消費生活講座の周知	＜重点施策5(1)②再掲＞	—	県民活動生活課 消費生活センター
	(3)特性に応じた消費者教育				
	高齢者等を対象とした講習会等の実施＜重点施策5(1)②再掲＞	老人会等への出前講座等、高齢者を対象とした効果的な講習会等を実施する。 ・くらしの情報セミナーの開催 ・消費生活相談員による出前講座(くらしの一日講座) ・金融広報委員会による出前講座	＜重点施策5(1)②再掲＞	—	県民活動生活課 消費生活センター
	高齢者等を対象とした効果的な情報提供＜重点施策5(1)②再掲＞	高齢者等の消費者被害状況等を踏まえ、関係団体や警察等と連携して効果的な情報提供に努めるとともに、相談窓口の周知を図る。 ・関係団体と連携し、高齢者宅を個別訪問し啓発資料を配布 ・生協・企業と連携し、高齢者宅へ啓発資料を配布	＜重点施策5(1)②再掲＞	—	県民活動生活課 消費生活センター
	高齢者等を対象とした消費者被害防止啓発等の実施 ＜重点施策5(1)②再掲＞	県内各地で、高齢者向けの消費者被害防止パネル展等の啓発活動を実施する。	＜重点施策5(1)②再掲＞	—	消費生活センター

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	令和6年度実績・成果(令和6年12月末)	課題(令和6年12月末)	課名
重点施策／施策(事業)名					
基本方針Ⅱ 「自ら考え行動する」消費者になるための支援	高齢者等の見守り支援者の育成 ＜重点施策5(1)②再掲＞	民生委員・児童委員や介護関係者等地域の見守り支援者に対して研修の機会を設け、消費者トラブル事例や対応策を伝えることにより見守り意識の向上を図る。 ・地域の見守り支援者向け研修の実施	＜重点施策5(1)②再掲＞	—	消費生活センター
	特別支援学校における消費者教育の推進	特別支援学校で活用できる冊子を作成・配布し、特別支援学校での消費者教育を支援する。	特別支援学校からの依頼を受け、消費生活センターの消費生活相談員が講師となって出前講座を実施した。 高校生のための消費生活講演会:10回(うち特別支援学校5回)	多様な障害や特性を有する生徒に対応した講座内容とするため、学校と密に連絡調整を図る必要がある。	消費生活センター
	多文化共生推進事業	多言語による消費生活に関する情報提供を行う。 ・外国人相談窓口の運営 (ポルトガル語・スペイン語・英語・タガログ語・ベトナム語・インドネシア語)他 ・外国人向け多言語情報紙「みみタロウ」の発行 (ポルトガル語・スペイン語・中国語(繁・簡)・英語・ハングル・日本語・タガログ語・ベトナム語・インドネシア語)	・外国人相談窓口の運営 月～金 10:00～17:00 相談員 6名 対応言語:ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、英語、タガログ語 他 令和6年度12月末現在相談件数 集計中 ・外国人向け多言語情報紙「みみタロウ」の発行 日本語の理解が十分でない外国人住民に対して、母語による生活情報を提供することにより、生活利便の向上を図った。 生活情報紙発行事業・・・県国際協会がボランティアの協力を得て生活情報紙を編集発行 10言語 20,000部 年4回発行 <再掲>	外国人相談窓口から専門機関に繋いでも、その機関が外国人対応をしたことがないなど、その先の対応に繋がりにくいことがあり、相談窓口だけでなく、様々な機関や部署で外国人への対応ができるようにしていく必要がある。<再掲>	国際課
	(4)消費者教育の担い手(人材)の育成と支援				
	消費生活に係る人材の育成	消費者庁等の資格取得講座を周知し、専門資格の取得や消費生活に関わる人材の育成を支援する。	・消費生活相談員資格試験情報および消費者庁の資格試験対策講座等について、HPで周知するとともに、ハローワークや関係機関へチラシを送付し、利用者等への周知を依頼した。 ・消費者庁による消費生活相談員養成講座の対面講座会場に参画し、消費生活相談員を目指す人材の育成を図った。	滋賀県在住者の相談員資格の取得や相談窓口への就労促進を図るため、消費生活相談員という仕事や資格を知ってもらうための広報等、取組の強化を図る必要がある。	消費生活センター
	消費者教育の拠点整備	消費生活センターが消費者教育の普及啓発および人材育成の拠点となるよう検討を進める。 ・消費者教育コーディネーターを中心に学校等の消費者教育の推進、人材育成 ・消費者教育なんでも相談所(令和3年5月開設)の運営	「消費者教育なんでも相談所」において、消費者教育に関する講師の派遣や教材の提供などを行った。(55回の依頼) <再掲>	相談所への依頼は増加傾向にあるが、学校現場ではまだ認知度不足と思われることから、引き続き周知活動の強化が課題である。<再掲>	消費生活センター
	学校における人材育成	学校における消費者教育の向上を図るため、教員等を対象とした消費者教育に関する研修や講座等を実施する。	【県民活動生活課】 ・教員向け研修は、令和3年8月から高等学校等全教員を対象にオンラインで開催しており、開催当初は成年年齢引下げを控えていたため教員の関心が高かったと思われ、県民活動生活課から開催日時を指定して講座を周知する方法であっても多数の教員が集まったが、年々受講者は大幅に減少していることが課題である。今後は、開催方法等、教員のニーズにあった方法を検討する必要がある。<再掲>	【県民活動生活課】 ・教員向け研修は、令和3年8月から高等学校等全教員を対象にオンラインで開催しており、開催当初は成年年齢引下げを控えていたため教員の関心が高かったと思われ、県民活動生活課から開催日時を指定して講座を周知する方法であっても多数の教員が集まったが、年々受講者は大幅に減少していることが課題である。今後は、開催方法等、教員のニーズにあった方法を検討する必要がある。<再掲>	県民活動生活課 消費生活センター
地域・職域における人材育成	消費者教育コーディネーターを中心に講座の開催や情報提供を通して、地域や職域の消費者教育の広がりを目指す。	「消費者教育なんでも相談所」を通じて、地域や職域での消費者教育を支援	特になし	消費生活センター	
大学における人材育成の検討	消費者教育コーディネーターを中心に大学等の人材育成を支援する。	「消費者教育なんでも相談所」を通じて、大学での消費者教育を支援	情報提供だけでなくとどまらず、学生が自ら考える消費者となるため、大学等と連携した取組について検討が必要である。	消費生活センター	

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	令和6年度実績・成果(令和6年12月末)	課題(令和6年12月末)	課名
重点施策／施策(事業)名					
基本方針Ⅱ 「自ら考え行動する」消費者になるための支援	■重点施策6 持続可能な社会を目指した消費者行動の推進				
	(1)エシカル消費の推進				
	エシカル消費の推進	多様な主体と連携し、人や社会、環境、地域に配慮した消費行動を推進し、エシカル消費を実践する消費者を育成する。	・エシカル消費にかかる啓発冊子(一般向け、小中学生向け)・チラシ・ポスターのデータを県のホームページに掲載し、電子でも閲覧できるように図った。＜再掲＞ ・消費生活パネル展や関係団体のイベントなどを通じて啓発を行った。 消費生活パネル展 9月9日～18日(イオン近江八幡ショッピングセンター)、10月1日～10月10日(イオンタウン野洲)、11月19日～11月28日(イオンタウン彦根) 草津市主催 地球冷やしたい推進フェア 12月14日(草津イオンモール)SGNと協働啓発	県政モニターアンケート結果では、「エシカル消費」の実践として、地産地消を心掛ける消費者の割合およびエシカル消費という言葉を知った人の割合は低く、エシカル消費に係る認知度が低いことが課題である。 今後より一層HP、X、Instagramを通じて周知を図っていく他、出前講座や関係団体と連携したパネル展等を通じて幅広い世代に啓発していく必要がある。 ＜県政モニターアンケートより＞ ・「エシカル消費」の実践として、地産地消を心掛ける消費者の割合 令和4年度:70.4%→令和5年度:68.1%→令和6年度:60.8% ・「エシカル消費」について内容も含めて知っていた・聞いたことはある消費者の割合 令和4年度:58.3%→令和5年度:63.5%→令和6年度:54.7%	県民活動生活課
	(2)環境に配慮した消費者行動の推進				
	地球温暖化防止活動推進センター運営事業(省エネ・節電行動の促進)	家庭における省エネ・節電行動の促進によるCO ₂ 排出量の削減を目的に、さまざまな啓発を行う「節電・省エネ提案会」と各家庭に応じた省エネ・節電対策を提案する「うちエコ診断」を実施する。	家庭における省エネ・節電行動の定着を図るため、市町等と連携し、環境イベント、公民館、事業所や自治会等でエコ診断等を開催した。 ○開催回数 ・省エネ・節電提案会 19回 ・うちエコ診断 101件	家庭における省エネ行動の促進に向けて、引き続きうちエコ診断の内容を周知していく必要がある。	CO2ネットゼロ推進課
	びわ湖カーボンクレジット普及促進事業	環境に配慮した消費者行動推進のためにJ-クレジットの創出・活用を促進する。	・県産のJ-クレジットである「びわ湖カーボンクレジット」を普及促進することで、県内におけるCO2削減取組の加速化、クレジット付き商品やイベントのオフセットを通じたCO2排出量の「見える化」を促した。 ○普及促進の取り組み ・びわくレ登録制度の運営 ・びわくレ活用支援 ・びわ湖カーボンクレジット倶楽部の運営	J-クレジット制度が難解であるため、クレジットの創出および活用が進んでいないことから、引き続き制度の普及啓発を図る必要がある。	CO2ネットゼロ推進課
	スマート・ライフスタイル普及促進事業	家庭においてエネルギーを「減らす」「創る」「賢く使う」取組を総合的に広めるため、個人の既築住宅において、断熱改修や太陽光発電、高効率給湯器等の再エネ・省エネ設備を導入する取組に対して補助を行う。	合計897件の家庭に太陽光発電設備や蓄電池、高効率給湯器等の省エネ・再エネ設備が導入された。 ○設備別の補助件数(延べ897件、正味1,063件) ・太陽光発電設備 150件 ・エネファーム 66件 ・断熱改修 1件 ・空調設備 8件 ・換気設備 1件 ・照明機器 9件 ・高効率給湯器(エコキュート等) 449件 ・蓄電池 340件 ・V2H 5件 ・窓断熱設備 34件	家庭における省エネ・再エネ設備の導入促進に向けて、導入効果等を県民へ周知していく必要がある。	CO2ネットゼロ推進課
	食品ロス削減の推進(ごみゼロしが推進事業)	滋賀県食品ロス削減推進計画に基づき、消費者、事業者、行政等と連携し、県民や事業者の取組促進に向けた啓発等を実施し、食品ロス削減に取り組む。	・三方よしフードエコ推奨店制度の登録店舗拡大 食品ロス削減に取り組む小売店・飲食店・宿泊施設を「推奨店」として登録した上で、県HP等において県民へ周知 登録店舗数:385店舗(令和6年12月) ○飲食店・宿泊施設:167店舗 ○食料品小売店:218店舗 ・フードエコ推奨店検索サイトの運用 食品ロスに関する普及啓発を行うとともに、推奨店の認知度向上と普及拡大を図るため、推奨店が地図上で検索できるウェブサイトを活用 ・滋賀県プラスチックごみ・食品ロス削減優良取組表彰の実施 プラスチックごみおよび食品ロス削減に関する特に優れた取組を行う者を表彰(令和6年度:5者) ・県HPによる広報 推奨店制度や食品ロス削減レシビの紹介、食べきりの推進やフードバンク情報等の周知、食品ロス削減に取り組む店を紹介する動画の公開、先進事例の紹介 等 ・出前講座 食品ロスをはじめとするごみの3R推進に向けて、ごみの現状、ごみを減らすために必要な取組などを紹介(令和6年度:5回実施) ・フードドライブの実施 食品ロス削減に向けた取組の一環として、県庁フードドライブおよび市町との連携フードドライブを実施(令和6年度:計3回実施)	特になし	循環社会推進課

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	令和6年度実績・成果(令和6年12月末)	課題(令和6年12月末)	課名
重点施策／施策(事業)名					
基本方針Ⅱ 「自ら考え行動する」消費者になる	ごみゼロしが推進事業	消費者、事業者、行政が一体となって買い物によって生じるごみの削減を推進するため、マイバッグ携帯や食品ロス削減、グリーン購入等について広く普及啓発を行う。	・県民に対し、ライフスタイルを見直し、プラスチックごみ削減に向けた実践行動のチャレンジを後押しするプロジェクト「しがプラスチックチャレンジプロジェクト」を開始。 ○プラごみ削減を実践する「しがプラチャレンジの日」を毎月一日に設定。併せて10月を「しがプラチャレンジ推進月間」とし、集中的な普及啓発を実施。 ○プラチャレ通信、プラチャレ動画通信等の配信 ○県庁舎に給水機を設置し、職員や県民の一層のマイボトルの持参・プラスチックごみの削減を促進。 ・10月～1月にかけて、県・市町・団体等によるマイバッグ携帯、グリーン購入、過剰包装軽減等に係る啓発キャンペーンを実施 【参加者】12事業者(61店舗)、3団体、県および19市町 ・レジ袋以外のプラスチックごみ削減の取組拡大に向けて事業者へ働きかけを実施、しがプラスチックごみ削減行動宣言の策定 【協定締結事業者数(令和6年12月現在)】 ○レジ袋無料配布中止実施事業者:38事業者438店舗 ○レジ袋削減取組実施事業者:2事業者2店舗 ○しがプラスチックごみ削減行動宣言者:36事業者465店舗 ・滋賀県プラスチックごみ・食品ロス削減等実践取組モデル事業補助金により先駆的な取組を支援 ・サーキュラーエコノミー促進啓発イベントの実施(令和6年10月12日) 循環型の消費行動やライフスタイルへの転換を促すことを目的として、啓発イベント(企業のサーキュラーエコノミーに対応した取組紹介や、ワークショップの実施による来場者へ向けた啓発等)を実施 ・県内においてプラスチックごみや食品ロス削減、3R推進に積極的に取り組む事業所等の取組事例集の作成 ・「ごみゼロチャレンジしが」において、マイバッグ携帯、グリーン購入、過剰包装軽減等に係る普及啓発・情報提供を実施	特になし	循環社会推進課
	滋賀グリーン購入ネットワークの支援	グリーン購入を推進するため、啓発活動を実施するとともに、滋賀グリーン購入ネットワークを支援する。	・滋賀グリーン活動ネットワーク各種事業への参加・支援 「びわ湖一周買うならエコ！リレー」(パネル展示) ・滋賀グリーン購入ネットワーク補助金 県内のグリーン購入の取組拡大に向け、滋賀グリーン購入ネットワークに対し補助金を交付	特になし	循環社会推進課

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	令和6年度実績・成果(令和6年12月末)	課題(令和6年12月末)	課名
重点施策／施策(事業)名					
ための支援 					

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	令和6年度実績・成果(令和6年12月末)	課題(令和6年12月末)	課名
重点施策／施策(事業)名					
基本方針Ⅱ 「自ら考え行動する」消費者になるための支援	環境美化活動推進事業	琵琶湖をはじめとする湖国のすぐれた自然環境を保全し、かつ積極的に環境美化を図ることを目的として、県民、事業者等が一体となった環境美化運動を推進する。	多くの県民、事業者および各種団体に環境美化活動に参加いただき、環境保全に関する県民意識の高揚を図ることができた。 ・こみゼロ大作戦(5月30日基準日) 参加人数:21,420人 ごみ回収量:141 t ・びわ湖を美しくする運動(7月1日基準日) 参加人数:57,523人 ごみ回収量:301 t ・県下一斉運動(12月1日基準日) 参加人数:83,444人 ごみ回収量:260 t	令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響により、参加者数が大幅に減少した。年々回復傾向にはあるが、令和元年度以前の参加者数と比較すると、依然として少ない状況にある。	循環社会推進課
	「びわ湖の日」活動推進事業	「びわ湖の日」の意義や琵琶湖の大切さなどを県民等に広く周知するとともに、「びわ湖の日」をきっかけとして、県民一人ひとりが、それぞれに合った方法で、「びわ活」の実践へと導くための事業を展開する。	MLGs(マザー・レイク・ゴールズ)の達成に向け、より多くの人に琵琶湖の多様な価値を認識してもらい、琵琶湖と関わっていただくため、「びわ活」をキーワードに、大学や企業、団体等の多様な主体と連携し、琵琶湖に関わる様々な活動にいきなうための情報発信等を行った。 ・「びわ湖の日」環境イベントの開催(6月29日、30日) 「びわ湖の日」環境イベントの参加者数:3,500人 ・PR動画(R4年度作成)の、YouTube広告による配信(表示回数328万回) ・小学生向け環境学習用動画の作成(3月完成予定) ・「琵琶湖ハンドブック」および琵琶湖ハンドブック概要版「びわ湖を学ぼう」の作成・発行(3月予定) ・「びわ湖の日」関連企画・協力団体の募集(約60団体※集計中) ・大学等との連携による「びわ湖の日」連続講座の開催(8回)	7月1日「びわ湖の日」は、琵琶湖のために行動する象徴的な日であり、平成30年度からは、「びわ活」をキーワードに、誰もが自分に合った方法で琵琶湖に関わることができるよう事業を展開している。しかし「びわ湖の日」の認知度は令和3年度の「びわ湖の日」40周年をピークに減少傾向であり、令和6年度調査では79.4%と80%を下回る結果となった。琵琶湖の環境を守るには、県民をはじめとした琵琶湖に関わる人々の環境保全行動が不可欠であり、それらの行動を促すためにも、「びわ湖の日」の発信や取組をより一層充実し、盛り上げていく必要がある。 加えて、地球温暖化による琵琶湖への影響を防止し、森・川・里・湖・海の健全な環境を守るためには、他府県や世界へも琵琶湖の価値について発信していく必要がある。令和7年度は国連の記念日として「世界湖沼の日」が制定され、また大阪・関西万博も開催されることから、これらの機会をとらえ、県外・世界へ広く琵琶湖の価値を発信するための事業を実施していく必要がある。	環境政策課
	環境こだわり農業支援事業	環境こだわり農業の理念や取組について全国に向け発信し、理解促進・消費拡大を図る。 ・こだわり滋養ネットワークとの協働	農と食について生産者と消費者のきずなを深める活動や環境こだわり農業のPR活動を行う「こだわり滋養ネットワーク」の活動を支援した。 取組内容:地域ごとの活動の実施、広報誌の発行(年2回、各16,100部)	特になし	みらいの農業振興課
	しがの地産地消・食育推進事業	農産物直売所の活性化、地場農産物の利用促進、卸売市場を通じた地場農産物の流通促進など、地産地消を推進する。 ・地産地消推進会議の開催 ・しがの魅力再発見・地産地消・食育推進事業	地産地消および食育の推進を図るため、県内各地域で地産地消推進会議を開催し、関係機関・団体の連携を図るとともに、しがの魅力再発見・地産地消・食育推進事業を活用し、地域の伝統食の継承や学校給食での地場農産物の利用促進を図った。 ・地産地消推進会議の開催 集計中 ・しがの魅力再発見・地産地消・食育推進事業取組実績 2地域	県内全域で地産地消および食育を推進するため、継続して県内各地域で地産地消推進協議会の開催と、しがの魅力発見・地産地消・食育推進事業の活用を促す。	みらいの農業振興課
(4)消費者市民社会の構築に向けた気運づくり					
市町や消費者団体、事業者、関係団体等、幅広い主体と連携した「消費者市民社会」に関する情報提供や広報活動の実施		・消費生活等に関するイベントや講演会を通じた啓発を行い、消費者市民社会の考え方について周知を図る。また、環境学習、食育、金融教育、法教育、防災教育等と連携した取組を進める。 ・くらしの情報セミナーを開催 ・エシカル消費の推進 ・消費生活パネル展の開催	【県民活動生活課】 県政モニターアンケート結果では、「エシカル消費」の実践として、地産地消を心掛ける消費者の割合およびエシカル消費という言葉を知った人の割合は低く、エシカル消費に係る認知度が低いことが課題である。 今後より一層HP、X、Instagramを通じて周知を図っていく他、出前講座や関係団体と連携したパネル展等を通して幅広い世代に啓発していく必要がある。 ＜県政モニターアンケートより＞ ・「エシカル消費」の実践として、地産地消を心掛ける消費者の割合 令和4年度:70.4%→令和5年度:68.1%→令和6年度:60.8% ・「エシカル消費」について内容も含めて知っていた・聞いたことはある消費者の割合 令和4年度:58.3%→令和5年度:63.5%→令和6年度:54.7% <再掲> 【消費生活センター】<再掲> ・くらしの情報セミナーの実施(2回実施予定) 「デジタル時代のスマート終活～もっと豊かな老後のために～」(5月28日 70人参加) 「情報モラルを考えよう ～安全で安心なデジタルライフを～」(3月15日予定) ・消費生活相談員による出前講座(くらしの一日講座)の実施(16回)	【県民活動生活課】 県政モニターアンケート結果では、「エシカル消費」の実践として、地産地消を心掛ける消費者の割合およびエシカル消費という言葉を知った人の割合は低く、エシカル消費に係る認知度が低いことが課題である。 今後より一層HP、X、Instagramを通じて周知を図っていく他、出前講座や関係団体と連携したパネル展等を通して幅広い世代に啓発していく必要がある。 ＜県政モニターアンケートより＞ ・「エシカル消費」の実践として、地産地消を心掛ける消費者の割合 令和4年度:70.4%→令和5年度:68.1%→令和6年度:60.8% ・「エシカル消費」について内容も含めて知っていた・聞いたことはある消費者の割合 令和4年度:58.3%→令和5年度:63.5%→令和6年度:54.7% <再掲> 【消費生活センター】 くらしの情報セミナーについて令和5年度よりオンラインを活用し、幅広く県民に参加できるよう取り組んでいるが、より多くの参加が見込めるよう周知強化が課題<再掲>	県民活動生活課 消費生活センター

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	令和6年度実績・成果(令和6年12月末)	課題(令和6年12月末)	課名
重点施策／施策(事業)名					
基本方針Ⅲ 消費者被害の防止と救済	■重点施策7 消費生活相談体制の充実強化				
	(1)県の消費生活相談体制の充実強化				
	県の消費生活センターの窓口機能の強化	・消費生活相談員による消費生活相談や苦情の受け付け、助言、あっせんの実施 ・消費生活相談員を対象にした研修の開催	・消費者トラブルに対し専門的な立場から助言やあっせんを行うことにより、消費者被害の防止と救済を図った。 ・相談者の利便性向上のため、インターネット相談を実施した。 ＜県消費生活センターにおける消費生活相談体制＞ 消費生活相談員 9名 受付時間 9:15～16:00(土日・祝日、年末年始を除く) 相談受付実績 2,577件(速報値)(うちインターネット相談96件) ・複雑化する相談に適切に対応できるよう、県内消費生活相談窓口の相談員・行政職員を対象に、オンラインも活用した相談技術向上のための研修会を開催。 パワーアップ研修 4回 参加者数延107名 相談事例研修 2回 参加者数延51名	より複雑化する相談に適切に対応できるよう、研修機会の確保とともに、多くの相談員に参加していただくため研修内容および開催方法の検討が課題である。	消費生活センター
	相談情報の早期の集約と有効活用	・市町と協力した早期のPIO-NET入力の実施 ・PIO-NET情報を早期に集約し、消費者への啓発・事業者指導へ活用	・市町の相談窓口と協力してPIO-NETの早期入力に努めるとともに、それらの情報を消費者への啓発および事業者指導に活用した。	特になし	消費生活センター
	県・市町相談窓口の認知度向上、利用促進	消費者ホットライン188および県内消費生活相談窓口の周知を行う	【県民活動生活課】 ・啓発チラシ・カレンダーにより百貨店等の情報提供に併せて、消費者ホットライン188等の周知を図った。 【消費生活センター】 ・くらしのかわら版等において恒常的に相談窓口の周知を行うとともに、「消費生活110番」事業等を通して消費生活相談の利用促進を図った。 ・高校生、大学、専修学校生向けにインターネット相談窓口周知カードを作成し、配布した(50,000部)(再掲)	【県民活動生活課・消費生活センター】 県政モニターアンケート結果では、消費者ホットライン188および消費生活相談窓口とも認知度が上がっており、さらなる周知強化が必要である。 ＜県政モニターアンケートより＞ ・消費者ホットラインの番号「188」を知っている消費者の割合 令和4年度:31.7%→令和5年度:34.6%→令和6年度:31.7% ・県内の全市町に消費生活相談窓口があることを知っている消費者の割合 令和4年度:72.1%→令和5年度:65.8%→令和6年度:69.4%	県民活動生活課 消費生活センター
	弁護士会等の専門機関等との連携	弁護士等専門家との連携による高度な相談に対応する体制を強化する。 また、必要に応じ、専門分野(建築・繊維・機械・電気・化学・薬剤)の県消費生活センター兼務職員を活用する他、医療安全相談室等の県の専門相談窓口と連携を行う。	・法律解釈を必要とする相談事案について、滋賀弁護士会の弁護士から助言を受けた。(9回、36事案) ・専門分野(建築・繊維・機械・電気・化学・薬剤)の県消費生活センター兼務職員を活用できるような体制を整備。 ・医療安全相談室等の県の専門相談窓口と連携を行った。	特になし	消費生活センター
	権利擁護センターの運営	財産・身上監護などに関する権利行使が困難な知的障害者、精神障害者等の権利擁護に関する相談対応から問題解決までの支援を行う機関として県社会福祉協議会に設置する権利擁護センターの運営に対して助成 ・相談事業 ・権利擁護サービス事業 ・地域福祉権利擁護事業実施市町社協に対する支援 ・研修・調査研究事業	1 権利擁護相談業務(令和6年12月末日現在) (1)一般相談 10件 2 生活支援事業 ①地域福祉権利擁護事業実施市町社協への指導、援助、補助の実施 利用契約数(集計中)(全19市町社協が実施)(令和6年12月未現在) ②地域福祉権利擁護事業関係会議の開催 専門員会議 令和6年8月19日(出席者21名・15社協)、令和6年12月13日(出席者25名・19社協) 市町社協事務局長会議・権利擁護支援担当部課長合同研修 令和6年12月24日(出席者31名・17社協) 3 研修事業 ①生活支援員・新任職員研修 1日目 令和6年6月20日(参加者22名)、2日目 令和6年6月27日(参加者16名) ②生活支援員・新任職員フォローアップ研修 R6.11.22(参加者12名)	認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力の不十分な方が、地域において自立した生活が送れるよう、引き続き、地域福祉権利擁護事業の推進により福祉サービスの利用援助を行っていく必要がある。	健康福祉政策課
専門機関等との連携	福祉サービス利用援助事業(地域福祉権利擁護事業)の適正な運営の確保とともに、福祉サービスに関する苦情のうち、利用者と事業者間で解決困難な事例の解決や人権侵害に関わる案件の通報などの役割を担う機関として県社会福祉協議会に設置する滋賀県運営適正化委員会の運営に対して助成 ・苦情解決合議体の運営 ・運営監視合議体の運営 ・研修・調査研究事業	1 苦情問い合わせ等 108件(苦情受付4件、相談・問い合わせ104件)(令和6年12月末日現在) 2 全体委員会 開催 1回 3 運営監視合議体 開催 3回、現地調査 10団体 4 苦情解決合議体 開催 4回 5 広報・啓発活動 パンフレット配布 6 巡回指導 2か所 7 研修会の開催 福祉サービス苦情解決研修会 令和6年9月30日開催(応用編)70名参加、令和6年12月11日開催(中級編)53名参加	福祉サービスにかかる苦情解決のための相談、助言、調査、あっせん等を行うことにより、福祉サービスの適切な利用または提供を支援するとともに、地域福祉権利擁護事業にかかる市町社協への運営監視により、福祉サービス利用援助事業の透明性、公平性を確保し、福祉サービス利用者の権利擁護の推進を図っていく必要がある。	健康福祉政策課	

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	令和6年度実績・成果(令和6年12月末)	課題(令和6年12月末)	課名	
重点施策／施策(事業)名						
基本方針Ⅲ 消費者被害の防止と救済	専門機関等との連携	医療安全相談室の運営	医療安全や医療機関に関する相談の実施	県医療安全相談室において、518件の相談に対応した。 <再掲>	幅広い相談内容に対応できるよう、相談員の更なるスキルアップが必要であり、また、患者・家族が自立して行動できるよう、啓発していくことが課題<再掲>	医療政策課
		貸金業者に係る相談窓口の設置	貸金業者の業務の適正な運営の確保と資金需要者等の利益の保護を図る。	貸金業者に係る相談窓口として、課内に常設している「しが金融ホットライン」を通じて、資金需要者等の抱える問題の解消に努めた。 資金需要者等からの様々な相談等に対し、親切かつ親身に対応するよう努めており、問題の解消に向けた支援ができています。	特になし	中小企業支援課
		不動産無料相談所の運営指導	宅地建物取引に関する苦情相談および宅地建物にかかる相談業務を行い、適正な取引の確保および消費者の保護を図る。	宅地建物取引に関する苦情相談とトラブルの未然防止を図るため、関係団体とともに滋賀県不動産取引業協議会を組織し、不動産無料相談所を開設した。 令和6年度相談件数 692件 ・消費者保護の観点から、消費生活センター等と連携し、情報交換、人権啓発活動を実施	特になし	住宅課
		住宅相談の実施	個性化・多様化する住まいに対する県民のニーズに合った助言・指導を行う。	◇住宅相談の実施 令和6年度実績:集計中	特になし(本事業は財政収支見直しに伴い令和6年度限りで終了予定)	住宅課
	相談業務研修の充実	県内の相談員等を対象として、相談対応技術を向上させるための研修を企画・実施するなど、研修機会の充実を図る。 ・県域での消費者被害防止・消費者教育ワーキングチームの結成 ・消費生活相談員・職員対象研修会の開催	・複雑化する相談に適切に対応できるよう、県内消費生活相談窓口の相談員・行政職員を対象に、オンラインも活用した相談技術向上のための研修会を開催。<再掲> パワーアップ研修 4回 参加者数延107名 相談事例研修 2回 参加者数延51名 ・国民生活センターの消費生活相談員研修専門講座地域コースを滋賀県で開催。県内の相談員に国民生活センター研修の受講機会を提供できた。(県内から15名参加)	人数が少ない窓口については相談対応のため参加が難しい市町もあり、より参加しやすい開催方法等の検討が必要。	消費生活センター	
	消費生活相談員の担い手確保	専門資格のある消費生活相談員の担い手を確保するため、消費者庁等の資格取得講座を周知し、専門資格の取得を支援を行い、資格取得を促進する。	【消費生活センター】 ・消費生活相談員資格試験情報および消費者庁の資格試験対策講座等について、HPで周知するとともに、ハローワークや関係機関へチラシを送付し、利用者等への周知を依頼した。 <再掲> ・消費者庁による消費生活相談員養成講座の対面講座会場に参画し、消費生活相談員を目指す人材の育成を図った。<再掲> ・県の消費生活相談員にかかる報酬増額および勤務形態変更による処遇改善を行い、相談員の確保に努めた。	滋賀県在住者の相談員資格の取得や相談窓口への就労促進を図るため、消費生活相談員という仕事や資格を知ってもらうための広報等、取組の強化を図る必要がある。<再掲>	消費生活センター	
(2)市町の消費生活相談体制の充実強化支援						
市町の相談体制の充実強化への支援		消費生活相談の複雑化・広域化に対応するため、市町との連携強化を一層図る。 市町消費者行政の体制整備と施策の充実を促進する。 ・市町への交付金 ・市町担当職員研修等の開催 ・消費生活センター・ヘルプデスクの運営 ・消費生活相談困難案件の共同処理 ・市町相談担当者への巡回訪問支援	【県民活動生活課】 ・市町消費者行政担当課長等会議の開催 5月22日13:30～16:00 オンライン開催 ・強化事業の推進 消費者庁の追加要望額調査等も踏まえ、随時各市町に強化事業の活用について推進を図った。 【消費生活センター】 ・市町窓口担当者への支援として情報交換会の開催(2回 参加者数延51名) ・消費生活相談員未配置の町窓口等への巡回訪問の実施(13市5町 延20回) ・市町からの相談を受け付けるヘルプデスクの運営(39件) ・市町では対応困難な相談案件について共同処理支援を実施(11件)	【消費生活センター】 ・オンラインでの参加が中心となったことで利便性は向上した一方、率直な意見交換等がしにくい状況がある。 ・県全体の相談体制の充実を図るため、県の中核センターとして市町相談担当者の支援ニーズを把握し、より有効な支援内容や方法の検討が必要である。	県民活動生活課 消費生活センター	

消費者施策の展開(基本方針) 重点施策／施策(事業)名		施策(事業)の概要	令和6年度実績・成果(令和6年12月末)	課題(令和6年12月末)	課名	
基本方針Ⅲ 消費者被害の防止と救済	高齢者権利擁護支援センターの運営	成年後見制度をはじめ高齢者虐待全般について、市町行政等の保健福祉関係者への専門的・技術的助言および人材育成等の支援を行うため、高齢者権利擁護支援センターを指定し、運営する。 ・成年後見制度、高齢者虐待の専門的・技術的助言 ・高齢者虐待問題研修会等の実施(市町・地域包括支援センター職員向け)	(1)高齢者虐待対応・養護者支援・成年後見相談事業 ・相談件数 13件 (令和6年12月末現在) (2)高齢者虐待・成年後見啓発事業 ・高齢者虐待防止セミナー 1回 参加者数:21名 (3)人材育成事業 ・高齢者虐待対応研修会 実務編相当(2日間)延べ参加者数:91名	高齢化の進展に伴い、高齢者等の権利擁護支援の重要性が一層高まると考えられることから、権利擁護支援体制のさらなる充実を図るとともに、必要な人が成年後見制度を利用できるよう関係者間の連携・理解の促進に取り組んでいく必要がある。	医療福祉推進課	
	県および市町相談窓口の連携強化、情報共有の推進	・相談窓口担当者情報交換会の開催 ・市町相談担当者への巡回訪問支援	・市町窓口担当者への支援として情報交換会の開催(2回 参加者数延51名) ・消費生活相談員未配置の町窓口等への巡回訪問の実施(13市5町 延20回) ・市町からの相談を受け付けるヘルプデスクの運営(39件) ・市町では対応困難な相談案件について共同処理支援を実施(1件) <再掲>	・オンラインでの参加が中心となったことで利便性は向上した一方、率直な意見交換等がしにくい状況がある。 ・県全体の相談体制の充実を図るため、県の中核センターとして市町相談担当者の支援ニーズを把握し、より有効な支援内容や方法の検討が必要である。 <再掲>	消費生活センター	
	市町相談窓口の認知度向上、利用促進	消費者ホットライン188および県内消費生活相談窓口の周知を行う。	【県民活動生活課】 ・啓発チラシ・カレンダーにより悪質商法等の情報提供に併せて、消費者ホットライン188等の周知を図った。 <再掲> 【消費生活センター】 ・くらしのかわら版等において恒常的に相談窓口の周知を行うとともに、「消費生活110番」事業等を通して消費生活相談の利用促進を図った。 ・高校生、大学、専修学校生向けにインターネット相談窓口周知カードを作成し、配布した(50,000部)(再掲)	【県民活動生活課・消費生活センター】 県政モニターアンケート結果では、消費者ホットライン188および消費生活相談窓口とも認知度が上がっており、さらなる周知強化が必要である。 ・県政モニターアンケートより> ・消費者ホットラインの番号「188」を知っている消費者の割合 令和4年度:31.7%→令和5年度:34.6%→令和6年度:31.7% ・県内の全市町に消費生活相談窓口があることを知っている消費者の割合 令和4年度:72.1%→令和5年度:65.8%→令和6年度:69.4% <再掲>	県民活動生活課 消費生活センター	
	県と市町の連携による消費者啓発の実施	啓発イベントの開催やチラシ等の配布について協力し、地域における消費者啓発を行う。 ・市町と連携し消費生活に関する催しの開催 ・成人式向けチラシ等の作成・配布	【県民活動生活課】 ・若年者や高齢者向けの啓発チラシ(成年年齢引下げ)について、希望があった市に提供したり、大規模講演会にて配布(金融広報委員会)するなどして、各地域での効果的な啓発につなげた。 【消費生活センター】<再掲> ・県の「消費者被害防止共同キャンペーン期間(9月～11月)」に合わせ、県内店舗においてパネル展を実施(最終日には店頭啓発を実施)。 イオン近江八幡ショッピングセンター(9月9日～18日) イオンタウン野洲(10月1日～18日) イオンタウン彦根(11月19日～28日) ・消費者被害防止共同キャンペーン期間に合わせ、「消費生活パネルキャラバン」と称し、市町の協力のもと県内15市町の施設を巡回してパネルを展示。 ・若者向け啓発リーフレットを近畿府県で共同作成(27,000部)し、県内高校や二十歳の集い等で配布するとともに、出前講座でも活用した。 <街頭啓発> ・5月の消費者月間に彦根警察署、彦根市と連携し街頭啓発活動を実施	【消費生活センター】 ・警察や市町と連携しながら実施できているが、局所的な啓発となってしまうことや、効果が測りにくいことなど、今後の手法について検討が必要である。 近畿府県で共同作成しているリーフレットについて、学校でのペーパーレス化が進んでいることや二十歳の集い等で配布が難しいことなどにより、紙以外での啓発手法の検討が課題である。 <再掲>	県民活動生活課 消費生活センター	
	■重点施策8 社会的に不利な立場にある方への支援					
(1)的確な情報提供						
高齢者等を対象とした講習会等の実施<重点施策5(1)(3)再掲>	老人会等への出前講座等、高齢者を対象とした効果的な講習会等を実施する。 ・くらしの情報セミナーの開催 ・消費生活相談員による出前講座(くらしの一日講座) ・金融広報委員会による出前講座	<重点施策5(1)(3)再掲>			県民活動生活課 消費生活センター	
関係団体等との連携による効果的な情報提供<重点施策4(1)再掲>	高齢者等の消費者被害状況等を踏まえ、高齢者等一人一人に情報が行き届くよう、関係団体との協定や警察との連携による効果的な情報提供に努めるとともに、相談窓口の周知を図る。 ・関係団体と連携し、高齢者宅を個別訪問し啓発資料を配布 ・生協・企業と連携し、高齢者宅へ啓発資料を配布	【県民活動生活課】 ・啓発チラシ:(株)平和堂(7月に配付、1月・3月にも配付予定、配付対象約7,000世帯)、郵便局(県内の全郵便局230局へ配架依頼し、10月に計4,600枚を送付済)、京滋ヤクルト販売(株)8,000世帯へ12月に配付、3月にも配付予定) ・啓発カレンダー:コープしが、しが健康医療生協(約7,100世帯、12月に配付)<再掲> 【消費生活センター】 交通安全協会女性団体連合会との連携により、高齢者宅を個別訪問し、悪質商法等に関する啓発資料を配付して直接注意を呼びかけた。 実施期間 : 7月～12月 対象世帯数 : 4,800世帯 <再掲>	【県民活動生活課】 チラシ・カレンダー作成は令和6年度で交付金措置の終了に伴い一般財源の確保が難しく、廃止となるが、これに代わるデジタル情報が届きにくい方に対する啓発の方法が課題である。今後は、インターネットの利用が難しい方については、各市町において、地域の民生委員や介護支援者等から高齢者等にチラシ等を直接手渡してもらうことで効率的な見守りができると考えるので、市町において協力いただくよう依頼する必要がある。また、関係団体とも連携して効果的な啓発を図る必要がある。 <再掲>			県民活動生活課 消費生活センター

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	令和6年度実績・成果(令和6年12月末)	課題(令和6年12月末)	課名
重点施策／施策(事業)名					
基本方針Ⅲ 消費者被害の防止と救済	高齢者等を対象とした消費者被害防止啓発等の実施 ＜重点施策5(1)(3)再掲＞	県内各地で高齢者向けの消費者被害防止パネル展等の啓発活動を行い、消費者被害の事例等について情報提供を行う。	＜重点施策5(1)(3)再掲＞	—	消費生活センター
	警察と連携した悪質商法や特殊詐欺に関する情報提供	悪質商法や特殊詐欺に関する情報を警察と県消費者行政部局が共有し、多発が予想される手口等について周知を行う。	【消費生活センター】 ・悪質商法や特殊詐欺に関する情報を入手した際は、速やかに各地域の警察署に情報提供するとともに、多発する手口等についてはしらがメール等で周知した。 ・トクリュウに関する情報については、X(旧Twitter)およびInstagramを活用し、より重点的に注意喚起を図った。	【県民活動生活課】 県警の防犯アプリ「ぼけっとポリスしが」との連携等を検討し、さらに県民に効果的な周知を行う必要がある。	県民活動生活課 消費生活センター
	消費者の特性に応じたわかりやすい情報の発信 ＜重点施策4(1)再掲＞	幅広い世代に対し消費者啓発を行い、高齢者、若者、障害者、外国人県民など、その年齢層や特性に応じた媒体を活用して、実際の被害事例など消費生活に関する情報をわかりやすく提供する ・関係団体と連携し、高齢者宅を個別訪問し啓発資料を配布 ・生協・企業と連携し、高齢者宅へ啓発資料を配布	＜重点施策4(1)再掲＞	—	県民活動生活課 消費生活センター
	多文化共生推進事業	多言語による消費生活に関する情報提供を行う。 ・外国人相談窓口の運営 (ポルトガル語・スペイン語・英語・タガログ語・ベトナム語・インドネシア語)他 ・外国人向け多言語情報紙「みみタロウ」の発行 (ポルトガル語・スペイン語・中国語(繁・簡)・英語・ハングル・日本語・タガログ語・ベトナム語・インドネシア語)	・外国人相談窓口の運営 月～金 10:00～17:00 相談員 6名 対応言語・ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、英語、タガログ語 他 令和6年度12月末現在相談件数 集計中 ・外国人向け多言語情報紙「みみタロウ」の発行 日本語の理解が十分でない外国人住民に対して、母語による生活情報を提供することにより、生活利便の向上を図った。 生活情報紙発行事業・・・県国際協会がボランティアの協力を得て生活情報紙を編集発行 10言語 20,000部 年4回発行 <再掲＞	—	国際課
	啓発資料等の作成および配布 ＜重点施策4(1)再掲＞	消費者の年齢層や特性に応じ、啓発資料等を作成・配布。 ・啓発リーフレット・冊子等の作成・配布 ・「くらしのかわら版」の発行	＜重点施策4(1)再掲＞	—	県民活動生活課 消費生活センター
	啓発資料等の貸出および情報の提供 ＜重点施策4(1)再掲＞	消費者教育や啓発のために役立つ情報を県のホームページに掲載するとともに、希望者への教材等の貸し出しを行う。	＜重点施策4(1)再掲＞	—	県民活動生活課 消費生活センター
	(2)見守り体制の充実強化				
	高齢者や障害者等の見守り体制の整備促進	様々な機関・団体と連携を強化し見守り体制の整備を働きかけ、消費者安全確保地域協議会設置の具体的な方法や取組事例の情報提供を行う。 ・消費者安全確保地域協議会の設置促進 ・見守り支援者研修会の開催	・消費者行政担当課長等会議において、消費者安全確保地域協議会設置の具体的な方法や取組事例の情報提供を行った。 5月22日13:30～16:00 オンライン開催 ・7月、10月に一部自治体(彦根市、米原市、長浜市、守山市、湖南市、草津市、栗東市)を消費者庁新未来創造本部と訪問し、消費者安全確保地域協議会設置に係るヒアリングを行い、設置依頼を行った。	・消費者安全確保地域協議会設置市町の県内人口カバー率は令和3年度以降、34%から増加していないことが課題である。デジタル化が進む中で、デジタル情報が届きにくい方への対応をより一層手厚くしていく必要があると考えるので、今後、重層的支援整備事業や見守りネットワークの活用を市町に要請していく必要がある。	県民活動生活課

消費者施策の展開(基本方針)		施策(事業)の概要	令和6年度実績・成果(令和6年12月末)	課題(令和6年12月末)	課名
重点施策／施策(事業)名					
基本方針Ⅲ 消費者被害の防止と救済	高齢者権利擁護支援センターの運営	成年後見制度をはじめ高齢者虐待全般について、市町行政等の保健福祉関係者への専門的・技術的助言および人材育成等の支援を行うため、高齢者権利擁護支援センターを指定し、運営する。 ・成年後見制度、高齢者虐待の専門的・技術的助言 ・高齢者虐待問題研修会等の実施(市町・地域包括支援センター職員向け)	(1)高齢者虐待対応・養護者支援・成年後見相談事業 ・相談件数 13件 (令和6年12月末現在) (2)高齢者虐待・成年後見啓発事業 ・高齢者虐待防止セミナー 1回 参加者数:21名 (3)人材育成事業 ・高齢者虐待対応研修会 実務編相当(2日間)延べ参加者数:91名 <再掲>	高齢化の進展に伴い、高齢者等の権利擁護支援の重要性が一層高まると考えられることから、権利擁護支援体制のさらなる充実を図るとともに、必要な人が成年後見制度を利用できるよう関係者間の連携・理解の促進に取り組んでいく必要がある。<再掲>	医療福祉推進課
	高齢者や障害者等の見守り支援者の育成	民生委員・児童委員や介護関係者等地域の見守り支援者に対して研修の機会を設け、消費者トラブル事例や対応策を伝えることにより見守り意識の向上を図る。 ・見守り支援者研修会の開催	・民生・児童委員など見守り関係者を対象に出前講座(くらしの一日講座)を実施。消費者トラブルの事例や対応策を伝えた。(講座実績16回のうち見守り支援者向け6回) <再掲>	民生委員等へのさらなる周知強化に向けて市町と連携しながら実施する必要がある。<再掲>	消費生活センター
	見守りのための資料の配布	消費者庁と連携し、見守り支援者・団体や、警察、見守り講座参加者等が高齢者等を見守る際の注意点や専門家へつなぐための解説を記載した資料を配布する。	消費者庁等より見守りに係る啓発資料や研修についての情報共有があれば、随時各市町、県センターに情報提供を行い、見守り支援者等に共有するよう図った。	現在、見守りに関係する資料を各市町および県センターに共有する際に、見守り関係者にも共有していただくよう依頼した旨記載し、共有しているが、そのことを認識されていない市町が多いことが課題である。 見守りが必要な方については、各市町において、地域の民生委員や介護支援者等から高齢者等にチラシ等を直接手渡してもらうことで効率的な見守りができると考えるので、市町において協力いただくよう依頼する必要がある。	県民活動生活課
	警察と連携した悪質商法や特殊詐欺に関する情報提供 <重点施策8(1)再掲>	悪質商法や特殊詐欺に関する情報を警察と県消費者行政部局が共有し、多発が予想される手口等について周知を行う。	<重点施策8(1)再掲>	—	県民活動生活課 消費生活センター
	「高齢者等の消費者被害110番」等の開設	タイムリーな事例に関する「消費者被害110番」を開設し、相談の掘り起こしを図る。	インターネット通販における消費者被害の防止と救済を目的に、「インターネット通販トラブル110番」を開設した。 期間:12月2日～1月31日 期間中の相談受付件数について、集計予定	消費者被害110番の窓口の周知強化が課題。また、110番終了後の啓発・周知方法の検討が必要である。	消費生活センター
	■重点施策9 法令違反事業者等への指導強化				
	特定商取引法、景品表示法、消費生活条例等に関する事業者指導の強化	特定商取引法、景品表示法、消費生活条例等に基づく調査を行い、指導や行政処分を実施する。	【県民活動生活課・消費生活センター】 関係法令に違反した疑いのある事業者についての調査を行った。 【消費生活センター】 ・特定商取引法・消費生活条例違反 指導件数:1件 ・特定商取引法・消費生活条例等に関する事業者との面談:39件<再掲>	【県民活動生活課・消費生活センター】 特定商取引法に係る指導対象となった事業者は、主に法令のルールを知らない中小企業や個人事業者である。特定商取引法については、事業者からの相談対応を行っているが、より多くの中小企業や個人事業者に対する適正なルールの周知が課題である。引き続き、事業者からの相談対応等の機会を利用して、適切なルールを周知していく必要がある。<再掲>	県民活動生活課 消費生活センター
	消費者被害に関する情報提供体制の構築	専門検査員を通して警察との連携を強化し、消費者被害の未然防止につなげる。	架空請求や特殊詐欺、違法と思われるウェブサイト等に関する情報を入手した際には滋賀県警察に提供した。	個人情報等の取扱いに留意しつつ、スピード感をもった情報提供が課題である。 引き続き警察と連携を図り、消費者被害の未然防止に取り組む。	県民活動生活課 消費生活センター
	国・他都道府県との連携強化	消費者庁・近畿経済産業局・他都道府県と連携し、広域案件の調査等を実施する。	各種会議や全国共通のシステム「PIO-NET」および「特商法執行NET」等を活用し、当県における事業者調査の状況を他自治体と共有するとともに、他自治体における調査の状況に関する情報を収集した。	他府県等と情報共有はしているものの、事業者指導等に向けた具体的な連携までは図れていないことが課題である。 引き続き、条例・法令違反のおそれのある悪質な事業者の情報を収集する中で、他都道府県においても消費生活相談が入っていたり、広域におよぶ事例がある場合は国および他都道府県と情報共有を行い、連携を図り調査を実施し、消費者被害の未然防止に取り組む。	県民活動生活課 消費生活センター